

令和6年西予市決算審査特別委員会（厚生分科会）会議録

1. 開催日時	令和6年9月20日	健康づくり推進課保健師	薬師神祥子
1. 開催場所	西予市議会全員協議会室	福祉課長補佐	村上 英治
1. 開会	令和6年9月20日 午前8時58分	福祉課係長	細谷 涼子
1. 閉会	令和6年9月20日 午後4時28分	福祉課係長	辰己 英作
1. 出席委員		子育て支援課長補佐	信宮 佳子
班長	中村 一雅	子育て支援課統括支援員	岡中 栄子
副班長	酒井 宇之吉	子育て支援課係長	佐々木ちひろ
委員	まつもと みき	長寿介護課補佐	竹中 千恵
委員	大森 揚子	長寿介護課保健師長	山下 弘子
委員	加藤 美香	長寿介護課係長	山下 元紀
委員	小玉 忠重	長寿介護課係長	末光 文治
委員	源 正樹	医療対策室長	片山 裕介
1. 欠席委員	なし	医療対策室係長	宇都宮雅己
1. 出席説明員		医療対策室係長	大野本 幸
生活福祉部長		市民病院事務長補佐	竹内 寿男
兼福祉事務所長	長野 静香	市民病院係長	稻葉 和司
医療介護部長	浅野 幸彦	野村病院事務長補佐	兵頭 真
市民課長	兵頭 俊也	野村病院係長	松本 理恵
人権啓発課長	浅井 裕史	つくし苑事務長補佐	松崎 美智
環境衛生課長	大塚 義導	土居診療所事務長	稻田亜紀夫
健康づくり推進課長	松本 豊和	周木診療所事務長	田中 長治
福祉課長	竹内 克之	城川支所地域生活課係長	中村 光男
子育て支援課長	末盛 桂子	三瓶支所地域生活課主査	菊池奈緒子
長寿介護課長	小玉 浩幸	1. 出席議会事務局職員	
市民病院事務長	麓 寿春	書記 脇本 美登利	
野村病院事務長	垣内 千幸	1. 会議に付した事件	
つくし苑事務長	亀岡 敦志	認定第 1号 令和5年度西予市一般会計歳入 歳出決算の認定について	
市民課長補佐	二宮 国男	認定第 3号 令和5年度西予市国民健康保険 特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	
市民課長補佐	河野 貴之	認定第 4号 令和5年度西予市後期高齢者医 療特別会計歳入歳出決算の認定 について	
市民課係長	二宮 夕子	認定第 5号 令和5年度西予市介護保険特別 会計歳入歳出決算の認定につ いて	
市民課係長	小野 恵	認定第 9号 令和5年度西予市病院事業会計 決算の認定について	
市民課係長	松田 望	認定第 10号 令和5年度西予市野村介護老人 保健施設事業会計決算の認定に ついて	
人権啓発課長補佐	崎本 周作	1. 会議の経過 別紙のとおり	
環境衛生課長補佐	武内幸希典		
環境衛生課長補佐	紀伊野勇人		
環境衛生課係長	三好 進祐		
環境衛生課係長	竹田 哲志		
健康づくり推進課補佐	薬師寺ふみ		
健康づくり推進課保健師長	宇都宮弥生		
健康づくり推進課係長	権田 恒子		
健康づくり推進課主任保健師	山本 晶子		

開会 午前 8 時 58 分

○酒井副班長

開会宣言を行うとともに、班長に挨拶を促す。

○中村班長

挨拶を行う。

○酒井副班長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長に挨拶を促す。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

挨拶を行う。

○酒井副班長

以降の進行を班長に委ねる。

【生活福祉部】

【市民課】

○中村班長

次第にそってナンバー 1 番から始めます。

担当課は市民課であります。よろしくお願ひします。

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分を議題といたします。

まず歳入について、兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の市民課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明をさせていただきます。

まず、成果報告書を 81 ページ、マイナンバーカード交付事業を御覧ください。

一般会計決算書のほうは 109 ページでござります。

マイナンバーカード交付事業でありますが、この事業は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーカード及び電子証明書を交付するものであります。事業の内容でございますが、マイナンバーカードの新規更新、再発行などの交付申請書の受付や、専用端末を使用した申請手続のサポート、カードの交付及び暗証番号の設定、公的個人認証の発行・更新を行っております。あわせて、マイナポータルでの健康保険証の初期利用の設定など、マイナンバーカードに関する各種手続のサポートも行っております。

続きまして実績評価についてですが、前年度の

累積交付件数、こちらのほうは 2 万 9565 件であります。令和 4 年度の累積交付件数は 2 万 7206 件と、2,359 件増加しております。交付率も、年度末で約 8 % の増となっており 83.92 % となっております。マイナンバーカード普及促進事業を主要施策とし、カード未交付者への交付勧奨、市内外の施設への出張申請を実施した効果もあり、前年度に引き続き増加となりました。

また、12 月には健康保険証が廃止されることから、問い合わせや申請等が現在増えております。マイナ保険証に対する市民の関心の高さがうかがえるところです。今後、市民の利便性が図られるよう、引き続き普及促進を行ってまいります。

以上で認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副班長

大平さんがおられたときに始まって日本一を目指すという、日本で 2 番目になったございました。その後の全国的な位置づけ、今愛媛県の位置づけ、何パーセントで何位くらいですか。といいますのは、この問題は、これにつきましては、保険証になるかどうかまではつきり分かっておりません。ただ、先般も厚生常任委員会であり、順序どおりいくとは思いますけど。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 08 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 11 分）

○兵頭市民課長

交付率なんですが、今の全国の順番は出てないんですけど、愛媛県のパーセントと西予市のパーセントっていうのが分かるようになっております。愛媛県のほうが、今 83.89 % になっておりまして、西予市のほうが 87.34 %、県内で順番を拾うと 5 番目の順番になっております。

○中村班長

ほかにございませんか。

○兵頭市民課長

先ほどの交付件数の実績の基準日なんですが

も、2024年8月31日、8月末の数字になります。

○酒井副班長

実を言いましたら、大平さんが、西予市には日本一のもんがないんで、このマイナンバーカードの加入率を日本一にぜひともしたいということで、全国で2番目になりました。それから大平さんがいなくなるとそれが薄れていくという事は、結局一つのリーダーなり課長なり、あとは部長なりが大きな声をかけてきたら、やっぱり進むと思うんです。ですから、それについて、何事も政策についても、部長や課長がやる気のほうをいかにすることが、目標に関することについては、ほかの政策そのものについても、こういうことが、決算の中でちょっと感じましたんで、お話ししておきます。マイナ保険証につきましても、3月からも運転免許証のほうにつきましても、やはりそういうことがでてきますんで、その辺りはしっかりと日本一、また、体制を整えてください。

○兵頭市民課長

御意見のほうを真摯に受け止めたいと思います。またマイナンバーのほうの利活用を含めた政策をですね、西予市として考えていきたいと思っております。

○中村班長

ほかにございませんか。

○源委員

ちょっと今のに関連にはなるんですけど、主要な成果報告書において、活動成果で交付率っていうふうに記されてますけど、これって保有率とかも当然あると思うんです。保有率もあるんですね。

○兵頭市民課長

保有率もございます。交付率というのがもう本当に窓口で交付した数になりますので、保有率というのは今現在西予市にお住まいになつたる住民が保有しとる率ということになります。これも同じく総務省で出てる数字になるんですけども、8月末現在になりますけれども、西予市は保有率でいうと78.0%という数字になっております。

○源委員

申し上げたのは総務省でマイナンバーの保有率とか、毎月かな、月次調査されてるんだけど、交付率っていうものは、枠として存在してないと思うんですよ。比較する際に、保有率っていうものを今、国としては変えてやられてるんで、来年決

算審査をされる際は、保有枚数率のほうを採用されたほうが非常に分かりやすいかなと思いましたのでちょっと質問させていただきました。また、検討いただきたいと思います。私のほうなんですがちょうど私もつくって10年たつんで、そろそろここ10年の10回目のいわゆる誕生日で更新しなきゃいけないと、5年たてば、いわゆる電子証明の更新があると思うんですが、実際使うことはないですし、5年たつたときに結構窓口的に混乱というか、どのような状況になってるかっていうのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○兵頭市民課長

確かにもう電子証明のほうの更新っていうのはそろそろ来ております。あと、5年でカードの期限が切れるお子さんとかも、既に更新の時期が来ておりまして、その手続が始まっています。もちろん更新する前には、J-LISのほうから、きちんと通知がいって、持たれると個人さんに通知がいってから、こちらのほうの窓口に来ていただくという手続になっておりますので、これからどんどんマイナポイントとかの急激に人が増えてくる可能性がございますので、令和7年度に向けてですね、そこ辺の体制をこれから整えていきおるところでございます。

○源委員

ありがとうございます。加えて、ちょっと決算という話ではないんですけど、マイナ保険証というのが12月からなるということで、これから、例えば、更新業務とかそういった場面で、これまで、例えば昨年度だったら、そういう方に対して、保険証をやってるかどうかっていうのは、窓口では分かるんですか分からないですか。

○兵頭市民課長

保険証にひもづけているかどうかっていうのは、分かりません。マイナンバーカードを持つとるかどうかっていうのはある程度こちらのほうで認識はできるんですけど、マイナ保険証にひもづけされてるかどうかっていうのは分からない状況です。今後マイナ保険証が始まりますけれども、そこ辺は私どもに關係する国保とか後期とかいうのは、それぞれ後期であれば、愛媛県の広域連合、国保も愛媛県の国保連合でそこ辺の情報を把握した上で、うちの方にそういう仕分の情報が来るという形になろうかと思っております。

○源委員

今から取りあえずまずはマイナンバーカードの普及促進が 2020 年、2021 年に対して行われて、来年度ぐらいからが非常に件数的に増えるんかなというふうに感じを持っております。それに合わせて、また保険証もお願いしますというのは、心苦しいところもあるんですけども、国保だけでも市のほうで相当数持たれております。後期高齢になると、加えてになりますので、その辺りの対応について、また御検討いただきたいなというふうに思いまして質問を閉じます。

○中村班長

ほかにございませんか。

○中村班長

普及率の促進に向けて、国からマイナポイントとか、何回か施策打たれたと思うんですけども、あれの効果といいますか、あれでぐっと伸びたなあみたいなことが、現実、数値としてどのくらい、大ざっぱな数字でいいんですけど、教えていただいたらなと思います。

○酒井副班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 19 分）

○酒井副班長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 21 分）

○兵頭市民課長

数字的に言いますと令和 3 年度の数値がですね、令和 2 年度の末時点で 1 万 1720 件だったのが、令和 3 年度末で 1 万 9730 件 8,000 件の増、それと令和 4 年度になりますと、令和 4 年度が 2 万 7206 件 7,476 件、令和 5 年度が 2 万 9565 件の 2,359 件ということで、マイナポイントとか商品券とかしていたときにぐんと数字が伸びるというような、そういう効果があったと認識しております。

○中村班長

今回の決算に直接関係ないんですけど、交付率が 83.92% やった。マイナンバーカード交付率が令和 5 年度で 83.92% から、ざっくり 84% で残り 16% の方はまだマイナンバーカード取っていないということになると。そこに向けて交付率 100% を目指すためには、何かしら施策打ってあげていかないといけないというふうに考えます。国から先ほどあったような、マイナポイントとか何か追い風を吹かしていただくような施策があれば、それはもちろんそれにこしたことではないんだけれども、ない場合に西予市独自の対策として、どういうタ

ーゲットにどのように踏み込んでいくのかみたいな方針があれば教えていただきたい。

○兵頭市民課長

西予市独自というか、一応施設への訪問の交付の受付を行っております。最近マイナ保険証の関係もございまして、施設から出張申請への対応をしてくれという依頼が来たりしております。マイナ保険証のほうの関係の住民の関心も今高いところから、毎月 100 件ぐらい増加しておるような、追加申請が来るとのような状況になっておりますんで、そこら辺で少しずつまた上がっていいくのじゃないかなと思っております。

○中村班長

先般の私委員長報告で国保加入者 8,100 人中、マイナ保険証が 4900、5000 人弱だったという報告させていただきました。それは課長の答弁のとおりに御報告申し上げたんですけども、パーセンテージとしては 61.6% ぐらいになるのかなと思っている。マイナ保険証のあれはパーセンテージですという課長の答弁がありました。84% の交付率があるのに、マイナ保険証の国保に関しては 61.6% しかひもづけされていない。だから、その隙間の方はマイナンバーカード持ってるんだけれども、マイナ保険証としては、ひもづけをされていない方がいらっしゃると。それは、ごく素朴に何でなんかなあと思ったりします。早くにもうマイナカードとられて、もうそういうことを、もう頓着しない、忘れているとかそういうことが隙間としてあつたりするのかなと思うんです。非常に國の方針とギャップがあるので、ちょっとそこについても、もし分かることがあれば教えていただきたい。

○酒井副班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 26 分）

○酒井副班長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 27 分）

○兵頭市民課長

はっきりとした原因は分からないんですけども、やはりまだ報道によってですね、暗証番号とか、顔認証が出来ないとかいったようなマイナス報道もあつたりするんですけども、やっぱりマイナ保険証の利点を丁寧に、私ども説明しながらですね、きちんとそこら辺のお手伝いも、ひもづけのお手伝いですね、マイナポータルで出来ますので、そこら辺も丁寧にしながら、今後その利便

性を分かってもらうというところで、パーセンテージを上げていきたいなと思っております。

○中村班長

ほかにございませんか。

○加藤委員

マイナンバーカード交付率が、令和6年8月の段階ですかね、87%ぐらいとかというようなことがあったんですけれども、先ほどの答弁で、施設のほうに行ってもっとやって上げていくというような答弁があったと思うんですけれども、聞くところによると、もうかなり施設には行ってやってられるんじやないかと思うんですね。それで、実際にはされてないこの14%の方ですよね、令和5年度にすると17%ぐらいですかね、とか今年度であれば13%ぐらいですかね、そういう方は、そういう施設ではなくって、そういうされてない層ですかね、どの層に実際はいらっしゃるのかというのを分かっているのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

○兵頭市民課長

一応マイナンバーカードの年齢ごとのですね、保有状況に関しては今分析をしているところでございます。やはり高年齢の方の保有率が少ないっていう傾向が出ております。ですからそこら辺を狙った、私どもの丁寧な説明も必要かなというところと、地区別にもちょっと分析をしなきゃいけないなということで、細かく分析した上で、またそこら辺の対応をとりたいと考えております。数値的には大体押さえましたので、またこれから検討していくたいと考えております。

○中村班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって当分科会としては原案どおり認定するこ

とに決しました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時30分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前9時31分）

続きまして市民課、認定第3号「令和5年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

それでは、認定第3号「令和5年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき御説明させていただきます。

成果報告書の87ページを御覧ください。

事業勘定より御説明させていただきます。

I. 財政状況です。1. 決算規模と決算収支でございます。歳入合計が44億7940万4000円、歳出が44億7752万5000円となっており、差引き収支額の187万9000円が令和6年への繰越し金となります。2. 岁入歳出決算の状況でございます。第1-1表から、主な科目を抜粋して御説明いたします。

まず歳入から御説明させていただきます。

1 国民健康保険税は7億1837万9000円で、前年度より5499万9000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、前年度に比べ、143世帯、被保険者数が274人減少したことによるものでございます。4県支出金は32億4044万3000円で、前年度より2億4305万7000円の減額となっております。減額の理由は、保険給付費の減額に伴うものでございます。歳入決算額は44億7940万4000円で、前年度対比3億4871万6000円の減額となっております。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

2 保険給付費は31億7731万5000円で、前年度より2億503万7000円の減額となっております。減額の理由は、被保険者の減少によるものですが、その中でも、医療費が比較的高額である、前期高齢者が国保から後期高齢者医療に移行する割合が大きいことなどから、保険給付費が大きく減少しております。3 国民健康保険事業納付金は11億3363万円で、前年度より1946万9000円の減額となっております。市町が支払う保険給付の

一部を県が市町に交付するための財源として、県が市町から徴収するものであり、県が全体の給付費の必要額の見込みを立て、必要額を市町ごとの所得水準や医療費水準を考慮して算定するものです。令和5年度については、保険給付費が減少する見込みであったことなどから、増額となっております。6基金積立金は2190万9000円で、前年度より2550万9000円の減額となっております。前年度の繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものでございます。歳出決算額は44億7752万5000円で、前年度対比で3億691万6000円の減額となっております。

以上で、歳入歳出決算の状況について御説明とさせていただきます。

次に、3. 保険税の収納状況について御説明いたします。

第1-2表の収納率は現年分の一般が97.37%、滞納繰越分の一般が52.77%となっております。今後も高い収納率を維持できるよう努力してまいります。

ここで、収入未済額及び不納欠損について御説明を申し上げます。

特別会計予算書の25ページと26ページのほうを御覧いただいたらと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税収入未済額3157万4181円、不納欠損額234万1293円でございます。納税指導、文書催告、財産調査、債権を差押え、執行停止処分を積極的に実施し、徴収困難事案等については、愛媛地方税滞納整理機構に移管して、収納を強化してまいりました。不納欠損額につきましては、地方税法に基づき処理を行ってまいります。

続きまして成果報告書に戻りまして、成果報告書の88ページを御覧ください。

西予市の国民健康保険の概要から一部を抜粋して御説明させていただきます。

IIの被保険者数等を第2-1表から、第2-4表になります。国民健康保険世帯数と被保険者数ですが、国保世帯数、被保険者数とも年々減少しております。年齢構成別では、60歳以上の被保険者数は5,195人で、全体の63.8%を占めております。

次に、89ページを御覧ください。

IIIの保険給付の状況、第3-1表から第3-3

表になります。療養諸費額は37億989万6000円、療養諸費件数は16万5451件となっております。前年度との比較について、令和5年度は令和4年度と同様に、被保険者数の減少等により療養諸費も減少しました。

続きまして91ページを御覧ください。

特定健康診査等事業について御説明させていただきます。事業の内容につきましては、特定保健指導を必要とする対象者を抽出するため、各地区での集団検診、医療機関での個別検診を行っております。特別保健指導の対象者が生活習慣で改善できるよう、保健師と管理栄養士による生活習慣病の予防、重症化予防を目的としました。個別相談、訪問等を実施いたしました事業の評価としましては、令和5年度は受診率が令和4年度より向上しました。特定保健指導の修了者数は、令和4年度より低下していますが、検診時期によって継続支援中の方もいるため、引き続き終了まで実施することしております。令和5年度に作成しました、第3期保健事業実施計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、発症予防、重症化予防に重点を置いた取組として、未受診者対策、医療機関等との連携を図りながら、一人一人の状況に合った生活習慣病の改善に向けた指導等を継続して実施してみたいと考えております。

続きまして、92ページを御覧ください。

診療施設勘定について、主な科目を抜粋して御説明いたします。診療施設勘定、Iの診療施設勘定の決算状況でございます。令和5年度は、土居診療所、二及診療所、周木診療所、3つの国保直営診療所について、週2日を診療日として運営いたしました。2の診療状況につきましては、過疎、少子化の進展及び患者の市立病院等基幹病院への志向の高まりなどにより、全体的に診療件数、診療報酬は年々減少しております。1人当たりの診療件数は、土居診療所が21.5件、二及診療所が26.5件、周木診療所が22.5件となっております。

続きまして、93ページを御覧ください。

3の財政状況について御説明いたします。土居診療所から御説明いたします。診療収入は2179万3000円で、歳入決算額は2720万5000円になります。歳出決算額は3557万4000円で、歳入歳出差引額はマイナス836万9000円となっております。

続きまして、二及診療所について御説明いたし

ます。診療収入は 2036 万円で、歳入決算額は 2243 万 9000 円になります。歳出決算額は 4869 万 5000 円で、歳入歳出差引額はマイナスの 2625 万 6000 円となっております。

続きまして、周木診療所について御説明いたします。診療収入は 1637 万 7000 円で、歳入決算額は 1780 万円になります。歳出決算額は 2295 万 7000 円で、歳入歳出差引額はマイナス 515 万 7000 円となっております。

最後に、市民課分になりますが、こちらは各診療所における歳入歳出差引額をまとめた一般会計からの繰入金 4403 万円になります。診療施設勘定の合計は、歳入歳出ともに 1 億 1147 万 4000 円となります。

94 ページからの土居診療所運営事業ほか 2 件についての説明は省略させていただきます。

以上で、認定第 3 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村班長

二及診療所の赤字が膨れてるのは、人件費の関係かな。あれ前に一度説明を受けたんですけどもう 1 回お願ひします。

○兵頭市民課長

主なものは人件費であります。先生と職員の人件費がかさんでおります。

○中村班長

他にありませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

ないようですので以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 3 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員であります。よって当分科会としては

原案どおり認定することに決しました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 46 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 47 分）

続きまして市民課、認定第 4 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

それでは、認定第 4 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき説明させていただきます。

まず、成果報告書 96 ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

まず、I 財政状況、1. 決算規模と決算収支です。後期高齢者医療制度は、高齢者に關わる医療費を社会全体で支え合い、病気やけがをしたときに、誰もが安心して医療を受けることができるよう、国の医療制度改革により、従来の老人保健制度にかわり、新たに 75 歳以上の方を対象として平成 20 年 4 月から施行され、各都道府県の全ての市町村が加入する広域連合が運営を行う独立した医療制度です。

決算状況ですが、令和 5 年度の歳入は 7 億 3620 万 4000 円、歳出は 7 億 2198 万 8000 円となり、差引額は 1421 万 6000 円で、翌年度の繰越金となります。この制度においての保険料収入は、広域連合納付金として納入いたします。令和 6 年 3 月分及び令和 6 年 4 月、5 月分の保険料収入を広域連合へ納入しますが、保険料収入額の広域連合への報告は、翌年度での報告となるため、保険料相当分が繰越金となるものです。

2. 歳入歳出決算の状況です。

第 1-1 表を御覧ください。歳入について抜粋して御説明いたします。被保険者の保険料が 4 億 3923 万円、繰入金 2 億 6337 万 1000 円のうち 2 億 1624 万 9000 円は、保険料の軽減措置に伴う保険基盤安定分で 4712 万 2000 円は、事務費と愛媛後期高齢者医療広域連合への共通経費分となっております。繰越金が 2191 万 9000 円、諸収入の 1162 万 3000 円は、後期高齢者医療健康診査の受託収入が主なものです。歳入合計 7 億 3620 万 4000 円で、前年度対比 2321 万円の増加となって

おります。

次に、歳出について抜粋して御説明いたします。

総務費は 2444 万 1000 円、後期高齢者医療広域連合納付金が 6 億 8538 万 8000 円、歳出全体の 94.9% を占めております。保健事業費は 1183 万 3000 円になります。最終合計では 7 億 2198 万 8000 円で、前年度対比 3091 万 3000 円の増加となっております。

次に 3. 保険料の収納状況です。

第 1-2 号を御覧ください。合計のみ説明させていただきます。調定額 4 億 4013 万 4290 円、収納済額 4 億 3860 万 7980 円、還付未済額 62 万 1660 円、不納欠損額 29 万 3820 円、未収額 123 万 2490 円、収納率は 99.65% となっております。

ここで、歳入の収入未済額及び不納欠損について御説明申し上げます。

特別会計決算書の 64 ページと 65 ページになります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料、1 節の現年分収入未済額 62 万 5090 円、過誤納還付金還付未済額 10 万 8850 円、2 節の過年度分が不納欠損額 29 万 3820 円、内訳なんですが、行方不明者、死亡、その他の方の分の不納欠損になります。収入未済額 49 万 8550 円。未納の主な理由は、同じく行方不明が 2 名、分割納付が 2 名、その他 6 名となっております。

続きまして、成果報告書に戻りまして 97 ページを御覧ください。

II の被保険者数等になります。第 2-1 表から第 2-2 表を御覧ください。令和 5 年度末の被保険者数は 9,172 人で、前年度より 129 人増加しております。所得階層の内訳ですが、低所得 I が 1,458 人、低所得 II が 3,837 人、一般所得 I が 2,620 人、一般所得 II が 1,007 人、現役並み所得者 I が 164 人、現役並み所得者 II が 53 人、現役並み所得者 III が 33 人となっております。

III の医療費の状況でございます。第 3-1 表を御覧ください。令和 5 年度と前年度の増減の合計を御説明させていただきます。件数が 5,268 件の増加、金額で言いますと 3 億 3427 万 5436 円の増加となっております。第 3-2 表です。令和 5 年度と前年度の増額の合計を説明させていただきます。件数は 4,550 件の増加、金額は 244 万 6651 円の増加となっております。第 3-3 表、医療費で

す。令和 5 年度と前年度の増額について、一人当たりで御説明させていただきます。件数については、前年度とほぼ横ばいの 1 カ月当たり 2.7 回で、金額では 7 万 2623 円で 2405 円の増加となっております。

続きまして、IV の特定健診の受診状況、第 4-1 表を御覧ください。令和 5 年度の受診者数、受診者数と受診率を御説明させていただきます。受診者数は 1,081 人、受診率は 13.6% で、昨年度と比べて、受診者数は 124 人増加しております。第 4-2 表、歯科口腔検診でございます。令和 5 年度の受診者数と受診率を御説明させていただきます。受診者数は 66 人、受診率は 0.8% で、前年度と比べて受診者数は 15 人減少しております。

以上で、認定第 4 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の御説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

成果報告書 97 ページの被保険者数等の第 2-2 表なんですが、この低所得 I の方が 49 人減っているっていうのは、分析としてはどうでしょうか、生活保護に移行している人が増えているのか、それとも単純に人数が少ないのでしょうか。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 57 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 57 分）

○兵頭市民課長

低所得 I が減っている原因っていうのが、生活保護への移行とかそういう理由っていうのはないと考えております。自然減が 1 番の要因じゃないかなと分析しております。細かくは出来てないですけれども、今そういうふうに思っております。

○酒井副班長

関連でございますが 3200 万円ぐらい、昨年度より減って、本年度予算見ますと今現在で 8 億 4000 万円。4 年度は 3200 万円。今度は 1 億円以上増えてるんです。だからその要因は先ほど言った、団塊の世代の人たちが 75 歳になったからと

いう解釈でよろしいかなということを質問します。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 58 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 00 分）

○兵頭市民課長

先ほどの御質問なんですけれども、まず、国保でも説明させていただきましたけれども、団塊の世代の方が後期高齢者に移行したというところもありますし、やはり 1 番の大きな要因というのは、後期高齢者の人数ですね、対象者の保険者の被保険者数の増加というところが大きな原因だと思います。

○酒井副班長

もう一つ、本年度で後期高齢者の保険料を値上げしたでしょ。どれくらい金額がなる予定ですか。けっこう値上がりしているんですよ。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 01 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 03 分）

○兵頭市民課長

今年度から保険料の改定がありましたので、その分が上がっているということで御理解いただけたらと思います。

○中村班長

質疑はございませんか。

○加藤委員

分かる範囲で構わないんですけれども、被保険者の方の低所得Ⅰの方と、現役並み所得者Ⅲの方ですよね、Ⅲの方の保険料の差がすごくあると思うんですけども、その差は、具体的ではなくても構わないんですけど、どれぐらいの額の差があるんですか。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 04 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 07 分）

○兵頭市民課長

1 番低い低所得Ⅰの保険料が年間 1 万 4740 円で、1 番高い人は、限度額になりますので 66 万円ということになります。

○中村班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 4 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 08 分）

【人権啓発課】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 19 分）

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分を議題といたします。

まず、歳入について、担当課長の説明を求めます。

○浅井人権啓発課長

それでは、認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分の歳入の御説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の 25、26 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料、宇和ふれあいセンター使用料の歳入未済額が 2,640 円ございます。これは、令和 5 年 12 月にふれあいセンター施設を利用された方 2 日分の未納分でございます。これについては、出納閉鎖前に未納を確認し、至急連絡をとり 5 月 31 日に納付いただいたんですが、会計処理が 6 月 3 日となったため、未済となりました。今後は、このような事案が発生しないよう、歳入執行状況を確認してまいります。

次に、同じく一般会計歳入歳出決算書の 67、68 ページをお開きください。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、15 節住宅新築資金貸付金元利収入 254 万 4815 円であります。これは、令和 5 年度の住宅新築資金等貸付金元利収入（過年度分）でご

ざいます。収入に際して、一方で令和5年度末の収入未済額は、合計が7623万9120円でございます。この未済の内訳なんですが、住宅改修資金貸付金元利収入の収入未済額481万880円が6件、そして住宅新築資金等貸付金元利収入8,240円これが26件でございます。これらの未納の主な原因なんですが、督促を継続している中で、経済的な問題や納付の意思欠如、本人の行方不明や死亡、また、相続人や保証人も死亡しているという事例も見受けられるなど、徴収困難な案件による未払もございます。令和2年度から、全ての債務者を自宅訪問して実態調査及び返済相談を行っております。令和5年度は前年比24万2926円の納付が増ではありますが、これは、本人への訪問や相談の成果が出ているところです。返済額の相談がひとつとおり一巡して返済額は横ばい状況ではございますが、今後も債務者のそれぞれの事情に合わせて滞ることなく、肅々と返済を促してまいりたいと考えております。

また、令和5年度に西予市債権管理条例が制定され、西予市債権管理計画に基づき取組目標を作成し、債権の適正な管理と効率的な回収に努めてまいりました。国の、この未収額の強制執行の取立との差額等を補助する住宅資金等の貸付金助成事業というのがあるんですが、これを活用することや、徴収困難な案件に関しましては、法令や契約に従った債権放棄も視野に入れ、一歩踏み込んだ形で、債権の整理を進めてまいりたいと考えております。今後も督促を継続し収納に努めてまいります。

不納欠損はございません。

以上で、人権啓発課の所管の歳入についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○源委員

先ほど、令和5年度に設置された債権管理室との関連について御説明もいただきました。実際昨年の決算で、多分収入未済というのが2億、1億8000万円ぐらいのうち約4割がこの部分が占めておる上に、市が合併する前からの引継ぎ事項で、もう整理が出来ないまま長年にわたっているんで

すけれども、例えば昨年の、これから事業を進められると思うんですけども、具体的に担当課として、例えばその債権管理室とどのような協議をされたかっていうの具体的にありましたら答弁いただきたいと思います。

○浅井人権啓発課長

債権管理室とは、個別にやりとりをしております。今後の取組なんですが、法律に基づいた、法律や契約に従った債権放棄の不納欠損も視野に入れながら、債権の整理を進めるように努めてまいりたいと考えております。そして、先ほどもお伝えしましたが、国の助成金というのがございます。これは西予市が債権管理条例を制定したことによりこの助成金が使えるんですが、もう完全に本人も死亡しておったり、債権者も保証人も死亡している場合は、この助成金が使えます。この助成金を使えたら助成が4分の3いただけるものがありますので、これを令和7年度には申請して、この歳入に、償還につなげてまいります。

○源委員

実際この事業自体は平成7年ぐらいまでの事業で、いわゆる国庫支出金を出して各自治体しなさいと言ったのがこの事業ということは、もう既に30年ぐらい前に終わっててできない。今、国からの助成の話もありましたし、ほかの課ですけれども、いわゆるスポーツ文化課の不納欠損も今回大きな金額ではありましたけれども、ようやく処理が終わったところかと思います。実際、こんだけ前の分で、これだけ回収出来るのは正直すごいなというか、担当課として相当御努力をされてるんだなというふうに思いますけれども、課長がさっき説明していただいたとおり、見込みがないものっていうのは相当数あると思いますので、その辺りは最大限制度を活用されながら、していただきたいなという思いで質問いたしました。

○中村班長

ほかにございませんか。

○酒井副班長

旧町ごとにどれぐらい残ってますか。減ったところも非常にあると思いますが。

○浅井人権啓発課長

この未納のところなんですが、宇和が18件、野村が14件ございます。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時30分）

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 31 分)

○浅井人権啓発課長

滞納の内訳なんですが、まず、宇和町が新築住宅資金は 13 件で 4290 万 5460 円。住宅の改修資金が 5 件で 434 万 3354 円。次に野村町なんですが、住宅の新築資金は 7 件で 1778 万 4952 円。そして土地取得というのがあります。土地取得が 6 件で、滞納額 1073 万 7828 円、そして住宅の改修資金が 1 件で 46 万 7526 円ございます。

○中村班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「人権対策費事業」について、担当課長の説明を求めます。

○浅井人権啓発課長

次に、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書 58 ページをお開きください。決算書は 133 ページから 136 ページが該当になります。

この事業は、成年後見制度の中核機関協議会や人権擁護事業に必要な需用費等や愛媛県人権対策協議会等への負担金、また、同人権対策協議会西予支部への補助金を執行するものでございます。人権の花運動では、市内各町 1 校ずつ計 5 校の学校等の協力を得て花の苗を育て、様々な施設へ花を贈呈し、豊かな心を育て、思いやりの心を育むことを目的とした事業です。また、毎月、人権擁護委員による人権相談所を開設しております。そして令和 5 年度から成年後見制度の中核機関業務を市直営で設置して業務を開始しております。その評価でございますが、人権啓発活動は、学校や地域、各種各団体等が連携して、人権啓発教育を推進し、また啓発チラシの全戸配布など、人権課題を鑑みながら実施してまいりました。

また、成年後見制度利用促進事業を推進するため、中核機関及び中核機関連絡協議会を設置してチラシを配布することで、制度の周知と理解を図り、協議会を開催し、事業を推進してまいりました。今後も引き続き、人権啓発事業業務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出の認定について」の人権啓発課所管分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○加藤委員

中核機関についてなんですか、令和 5 年に中核機関が西予市に設置されました。そして、その中核機関というのが、後見制度を利用しやすくするために司令塔の役割を果たしていると思うんですけれども、そこで有識者などが集まって協議会なんかを何回か開かれてると思うんですけれども、令和 5 年度 1 年が過ぎたということで考えたときにですね、具体的にはどのような成果があったのかっていうことをお聞きいたします。

○浅井人権啓発課長

成年後見制度のことについて回答いたします。西予市では、令和 5 年度の 4 月に西予市後見制度利用促進事業の実施要綱並びに西予市成年後見制度中核機関連絡協議会の設置要綱を告示し、これに伴い、成年後見制度利用促進事業に推進するために、5 月 26 日に中核機関及び中核機関の連絡協議会を設置しております。その成果でございますが、まずは設置したことと、制度のことを西予市の皆さんに周知しようということで、全戸配布チラシを配布いたしました。成果としては、相談があったんですけど、私たちまだ成年後見を利用する段階ではないんですが、今後のことのが心配でどういう取組があるのかな、ということで市民の方からの問合せが 2 件ほどありました。そして中核機関を進めていく上で、関係団体の方々、弁護士や司法書士らと西予市の状況を把握しつつ、今後どういう取組が 1 番西予市にとって、中核機関、成年後見制度が円滑に利用促進されるか、昨年度は 2 回協議をして進めてまいりました。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

チラシを年に 2 回配布されているということですが、これは市内の業者さんがチラシをつくられているということでいいでしょうか。

○浅井人権啓発課長

チラシは人権啓発課内で、私たちで作ったものを配布しております。

○大森委員

人権の花運動ですが、法務省の人権啓発活動地方委託事業ということで、これは補助金などは余り出てない。法務省から委託されてるけどもその補助金は出てないのでしょうか。

○浅井人権啓発課長

法務省からの補助金はございます。昨年度は19万円いただいております。

○大森委員

委託事業なので、もう少し補助金の額が大きいのかなと思いましたけども分かりました。

○中村班長

中核機関を人権啓発課で担われている、以前は社協が窓口みたいなことなかったかなって成年後見制度のことなんんですけど、あれは社協と市当局で連携してやるみたいな話が最初にあったように思うんだけども、何年か前のことなんんですけど、令和5年度に人権啓発課でやるということ、これは、窓口として人権啓発課が担当するという認識ですかね。社協はもう関係なくて、当局でやってると。

○浅井人権啓発課長

担当課の件なんですけど、部内でいろいろ協議の結果、令和4年度から人権啓発課がこの中核機関、この成年後見制度担当しております。立ち上げから協議会を持って設立するまでは、人権啓発課が担当してまいりましたんですけど、令和6年度から、おっしゃるとおり、関係にふさわしいといいますか、直接事業とかかわりが深い福祉課が担当になっております。以来福祉課が担当しております。

○中村班長

ほかにございませんか。

○大森委員

人権の花運動の取組ですが、子どもたちはどちらが参加をしているんでしょうか。

○浅井人権啓発課長

この花作りの件なんですけど、市内各町単位から、学校や保育園、幼稚園、そこを順番に、こちらから投げかけさせていただいて、取組していただけませんかと順番で回っております。各町1校ずつ5つの学校、保育園等です。それで、子ど

もの数というのはその学校でばらばらでございますので、その数はちょっと把握は出来てないんですけど、各学校が5つということでございます。

○中村班長

ほかにございませんか。

○まつもと委員

人権のつどいもこの事業ですか。違うなら、人権のつどいへの参加者数というのが指標になっているのは、何でなのかちょっとお聞きしてもいいでしょうか。それぐらい啓発の効果が出たという意味の指標ということなんでしょうか。

○浅井人権啓発課長

事業としてはないんですが、これらの活動を通して、人権のつどいへの参加が促進されているのではないかという考えもございまして、ここに、人権のつどいへの参加者数というのを、成果として一つ入れさせていただいております。

○まつもと委員

それだったら、実績値としては下がっていて、大変残念な結果というふうになってしまって、この指標が、今後もこれでいいのかどうかをちょっと改めて考えてもらいたいなと思います。

○浅井人権啓発課長

おっしゃるとおりでございます。人権のつどいへの参加が少し減少ぎみで、昨年、令和5年度は啓発映画だったんですけど、今後はもうちょっと幅広く参加者が増える情宣活動や学校への案内をして、参加者をさらに募ってまいりたいと思います。

○中村班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 45 分）

【環境衛生課】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 48 分）

まず認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分を議題といたします。

まず歳入について、担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

それでは、認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分の歳入から御説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の 31 ページと 32 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、2 項手数料、2 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料の収入未済額 6,000 円でございます。内訳は、犬登録手数料 6,000 円となります。主な原因は、令和 6 年 1 月に犬の登録を 2 頭された方が、3 月にお亡くなりになりました。対応としては、相続人であるお子様に接触しましたが、相続放棄をされていたため、現在、他の相続人がいないか確認を進めているところでございます。

同じく、31 ページと 32 ページで、13 款使用料及び手数料、2 項手数料、2 目衛生手数料、2 節清掃手数料において、収入未済額 16 万 7100 円であります。内訳は、可燃ごみ処理手数料（事業系）でございますが 16 万 7100 円となります。主な原因としては、令和 6 年 3 月分の事業系の可燃ごみ処理手数料を再三請求をしておりましたが、出納閉鎖期間までに御入金していただけず、未収となりました。しかし、令和 6 年 6 月 25 日に納入していただいております。

以上で、環境衛生課所管の歳入について説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

大塚課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

ます。

次に、通告事業「廃棄物処理委託事業」について、大塚課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

次に、環境衛生課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順に説明をさせていただきます。

初めに、成果報告書 74 ページ下段の廃棄物処理委託事業を御覧ください。

決算書は 163 ページになります。

この事業は、市内で排出された一般廃棄物（可燃ごみ・埋立ごみ・資源ごみ）の処理・処分について行っています。可燃ごみは、八幡浜市に焼却処理を委託しており、埋立ごみ・資源ごみは、民間事業者に処理・処分を委託しております。

主要な施策の成果報告にも記載しておりますが、市民 1 人あたりのごみ排出量は減少したものの、廃棄物処理に要する単価の上昇により、処理委託料は 686 万円の増加となっております。今後も、家庭ごみの分別収集の徹底を図っていくことで、リサイクルを推進し、廃棄物処理費用を低減できるよう努めていきたいと考えております。

以上で、廃棄物処理委託事業の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

大塚課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

リサイクル率が 23% から 22% に下がった要因と、また上がる見込みがあるのかどうかをお聞きます。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 54 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 54 分）

○大塚環境衛生課長

リサイクル率が下がった理由としては、製品プラの量が減少をしたということと、ただ今後、製品プラ等のリサイクルを考えておりますので、上がることはございます。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 55 分）

○中村班長

再開を告げる。 (再開 午前 10 時 56 分)

○大塚環境衛生課長

詳細につきましては、担当者であります三好係長から御説明をさせていただいたらと思います。

○三好環境衛生課係長

先ほどのまつもと委員の質問ですが、資源ごみのほうが全体的に減っておりまして、それがありましてリサイクル率のほうは低下という形になっております。それと、令和 6 年度以降のリサイクル率ですが、令和 5 年 10 月からその他プラスチック類のリサイクルを開始しております、令和 6 年度におきましては、1 年間を通してリサイクルするという形になりますので、恐らくリサイクル率は上がってくるものと考えております。

○まつもと委員

続けて、指標に 1 人あたりのごみ排出量とあって、278 キログラムから令和 5 年 271 キログラムに減ったということで、減ったけれども、費用はかかっているということでした。1 人あたりのごみ排出量の目標値というはあるのでしょうか。

○大塚環境衛生課長

1 人あたりの目標値というのはございませんが、今まで議会等でも答弁しておりますように、生ごみの水切り、紙類・プラスチック容器包装の適切な分別によって、可燃ごみとかの削減をしていただくようなことで、市民のほうにはお願いをしております。

○まつもと委員

質疑でも問わせていただいたんですが、市民は努力をして、ごみの排出量を下げているのかなというふうに推測しています。その中で、生ごみを可燃ごみに出すのは大変効率が悪いのは私も分かるので、個人の努力を呼びかけるのとはまた別に、市として生ごみを減らすプロジェクト、いろいろあると思うんですけど、生ごみ焼却ゼロプラットフォームとかの取組とか、いろんなことをやってみようという計画みたいな、今のところあるのかどうかちょっとお聞きします。

○中村班長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 10 時 59 分)

○中村班長

再開を告げる。 (再開 午前 11 時 00 分)

○大塚環境衛生課長

以前にいろいろそういう水切りのことも検討しましたけれども、現在のところはそういった施策

は具体的にはございません。

○中村班長

ほかにございませんか。

○大森議員

埋立てごみと資源ごみの収集の民間業者の指定業者の数と民間業者を決める選定というのはどのようにされているんでしょうか。また埋立てごみ、資源ごみの処理費用というのは年間どのぐらいかかっているんでしょうか。そしてここに不用額が 500 万円と出ておりますが、これぐらいの金額は毎年出るんでしょうか。

○大塚環境衛生課長

詳細になりますので、担当者であります三好係長から説明をさせていただいたらと思います。

○三好環境衛生課係長

先ほどの御質問ですが、まず、業者のほうが、市内の業者で 5 社委託業者として契約しております。そのうち 4 社は随意契約となっておりまして、5 社とも随意契約があるんですけど、宇和の旧町外地区、この地区のみ以前担当しておりました業者がなくなりましたので、今は競争入札という形でなっております。

それと、埋立てごみと資源ごみの金額ですかね。処理費用としては、資源ごみのほうが種類がかなり数がありますので、それを集計しないとすぐにお出し出来ないっていう形になるんですが、金額のほうが今ちょっと出すのにお時間いただくんですけど、そちらについては後で回答させていただきます。

それと、不用額 500 万円ですが、やはりその処理量がかなり多いということがございまして、毎年この程度の不用額のほうは出てしまつという現状となっております。

○酒井副班長

西予市のごみの分別なり全てが、他市と比べたら非常に分別品目も多い。そして転入者や違う方たちが、西予市はこれ以上厳しくしたら転入者がおらんなるぞと。こういうような指摘を私にする転入者の方もおります。ごみの分別のことを知らずに来てるもんですから、こんなに厳しかったらこたわんなど、今まで出してる方からは言われます。転入者の人が入ってきたら、必ずこれを、西予市の分別の数の多さ、リサイクルの多さ、そして 1 番燃えるごみについては、もう今言ったようなきちっとした形が指導できるんですけども、そ

の辺りも含めて、これ以上のこととはやらないで、やらないように言うてくださいというような意見もありますので、その点も御配慮をお願いします。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

御指摘のところなんですが、西予市にお住まいの皆さんはこれを全てやっていただいております。これは大変すばらしいことだと私は思っておりますので、ぜひ、転入していただいた方も、これが当たり前なんだと思っていただけるように、市としましては取り組んでいきたいと考えております。

○酒井副班長

新規転入者にとってはこのごみの処理の話を聞いたら、二の足を踏むということを言われましたので、その辺りも御配慮をお願いします。すばらしいことで、国の補助制度とか、そういうことがリサイクルが非常に先行性があるので、リサイクルと補助がとれておりますので、その辺りも活動することに関しては、非常にすばらしい先進地的なリサイクルの形をとっておりますが、ただ、裏の形では、そういう心理的な問題もございます。ということを認識しながら遂行していただきたい、こういうふうに思います。

○まつもと委員

今の酒井委員のことについてちょっと関連するんですが、私も高齢者の方から、分別するのがおっくうになってきたとか、これ、どっちか分からなくなつて、たまってしまうっていう困り事としての声を聞いたことがありまして、地域づくり活動センターも出来たし、私この分別を始めたときに、説明会があって、このたばこの吸い殻のフィルムは容plaで、箱は紙ごみですっていう、本当その当時の、課長さんか係長さんが、自分のものを出してされたんです。すごい感動して、分かりやすくて、ああいう機会、町の人と分からぬことを1回分別してみようとか、迷うごみって多分あると思うんで皆さん、そういうのもセンターと共同して何かこう、催しとかがあるとなつて、今のさつきのお話を聞いて思つて、ちょっとここで言わせてもらいました。

○中村班長

ほかにございませんか。

○加藤委員

今長野部長が、西予市は細かく分別している、それが当たり前というか、入ってきた方にもっているのは大変いいんですけども、今外国の方が

たくさん増えてまして、特に、個人的なことなんんですけど、私たちの地域はものすごい人数になっておりまして、文章が読めないというか細かくは書いてあるんですけども、分からぬといふことになっていて、どちらかといえば、それに対応するような、言葉じゃないんですけど、英語とかそういうものもやっていただいたほうが、実際はいいのではないかと思いますが、その辺のお考えをお聞きいたします。

○大塚環境衛生課長

外国人の方に関しましては、隣が経済振興課というところがあるんですが、一応ごみ分類表をそちらと協力といいますか、主には経済振興のほうで行っていただいて、外国人の方に英語で書いたものを、担当者のほうで一緒につくって、配布をしているところでございます。

○中村班長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で、「廃棄物処理委託事業」の質疑を終結といたします。

続いて、「犬（ねこ）愛護事業」について、担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

続いて成果報告書 75 ページの犬（ねこ）愛護事業を御覧ください。

決算書は 157 ページになります。

この事業は、狂犬病予防法に基づき、畜犬登録、狂犬病予防注射や野犬の捕獲等を行うことにより、狂犬病の発生を防ぐとともに、動物愛護思想の高揚や、犬・猫等の動物の不適切な管理による生活環境の悪化を防ぎ、猫の不要な繁殖を防止することを目的とした不妊・去勢手術補助金交付事業を実施している事業でございます。実績評価といたしましては、令和5年度末時点での市内の犬の登録数は2,115頭に対して、狂犬病予防注射の接種頭数は1,299頭であり、接種率は61.4%ございました。愛媛県全体の接種率は60.8%であり、県内では、おおよそ平均的な接種率となっておりますが、引き続き、広報やホームページ等での呼びかけを行い、接種率の引上げに努めていきたいと考えております。

また、近年、地域に飼い主のいない猫が増加することで生じる生活環境への影響や、それらの猫

の殺処分等が問題となっており、令和3年11月から、猫不妊・去勢手術補助金交付事業を開始しております。この事業を推進することにより、猫と地域が共生する環境づくりへつながると考えております。

しかしながら、依然として飼い主のいない猫の繁殖及びふん尿被害等の相談は寄せられており、今後も引き続き、同様の取組を行っていくとともに、地域猫活動の推進等により、地域環境の改善を図りたいと考えております。

以上、犬（ねこ）愛護事業の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

大塚課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

事業の内容に3つ挙げていただいてるんですが、この3つ、それぞれの幾ら幾ら幾らって出るなら出してもらいたいんですけど、どうでしょうか。今じゃなくてもいいんですけどこれは。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時11分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前11時13分）

○大塚環境衛生課長

先ほどの令和5年度の決算の振り分けでございますが、ちょっと時間をいただいて、また皆様に、完成しましたら、お配りするという形をとらせていただいたらと思います。

○中村班長

ほかにございませんか。

○まつもと委員

様々な取組によって引取りの申出数が減っているのはよいことだと思うのですが、引取数と送致数が一緒なので、これも送致数を減らすという取組は、今あるのかどうかお聞きします。

○大塚環境衛生課長

詳細になりますので、担当の係長竹田から説明をさせていただいたと思います。

○竹田環境衛生課係長

送致に関しましては、県が主導といいますか条件を決めてという形になりました、まず県が、かなりその送致を受け入れるっていうこと自体の条件を厳しくしております。それにのっとってこち

らは受け取って、県に送るという形になりますので、送致の条件といいますか県の基準に基づいて、送れる分を送っているっていう形になりますので、その数、少なくするっていうことになりますと、先ほど言いました野良猫等の無用な繁殖を、制限していくという形になろうと思います。

○まつもと委員

言葉足りなかったと思うんですが、引き取ってくれと市に出てきて、それを送致の措置をせずに、何とか里親になってもらうとか、そういう取組があるのかどうか、送致数を減らすための何か対策をされているのかどうかをお聞きしました。

○大塚環境衛生課長

もう一度説明をさせていただくんですが、もし自分が飼えない場合は、例えば、次の飼い主を見つけていただいて、すぐ引き取るとかそういうことはまず、今の現段階ではないような形になりますが、また細かい内容について、もう一度、竹田から御説明をさせていただきます。

○竹田環境衛生課係長

先ほどの御質問で、確認という意味で、もともと飼われていた方が飼えなくなりましたよ、ちょっと市のほうで引き取ってくれませんかっていうのをまず想定して、答えさせていただくんですが、まずこの飼われている犬猫っていうのは、県のほうで、県の基準、条件がありまして、そこで基本的にはもうほぼほぼ受け取ることが出来ない状況になっておりますので、受け取る条件もやはり、御本人様たちがまず、次の飼い主を見つける。それらでどうしてもっていう場合ですね、そういういた場合、その飼い主から引き取るということ自体は、もう県のほうの基準にのっとって、かなりもう狭くなっていますので、今年も1件御相談をいただいたんですが、まずは御自身から探してくださいと。市内に1人、愛護センターのほうの委託をされてといいますか、そういういた愛護センターにおられる犬等を引き出して、そこからまた次の方に渡すっていう活動をされてる方がおられるんですが、その際にはもうその方の連絡先等も事前に了解をもらっておりますので、その方を御紹介させていただいて、まずそちらに御相談をしてみたら、協力していただけますという形での御案内はさせていただいております。野良猫等につきましては、動物愛護法が改正になりました、無用な捕獲等が出来ませんので、こちらが今多いんです

けど、やはり敷地内で、子猫が生まれてるっていうことでのお電話をいただくんんですけど、これらが現在はもう引き取れないっていう形になっておりますので、そちらのほうはちょっともう個人様、所有者様に、対策をお願いしているという状況になっております。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 18 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 24 分）

○加藤委員

令和 5 年度の実績として、猫の不妊・去勢などの補助金をつけていただいているのはよく分かるんですけども、今後も、地域猫活動の推進等により地域環境の改善を図るということを挙げておられます。これからも、市単独でそういう猫の不妊・去勢手術の補助金などを現在と同じぐらい、またつけていただける予定があるのかお聞きいたします。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 25 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 25 分）

○大塚環境衛生課長

担当課としましては予算範囲内で進めていきたいと考えております。

○中村班長

ほかにございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 26 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 26 分）

○大森委員

多頭飼育崩壊の未然防止や、飼い主のいない猫の繁殖制限等を行われましたが、令和 5 年度の件数を教えていただきたいと思います。

○大塚環境衛生課長

詳細は担当の竹田係長から説明をさせていただきます。

○竹田環境衛生課係長

令和 5 年度の実績につきましては、猫の数としましては 100 頭になります。件数自体で言いますと、申請書の枚数でいいますと 50 件で、補正予算のほうで、「みかめ猫とともに生きる会」にお出しするという部分がありましたのでこの 1 件を加えますと 51 件の申請書の提出がありました。

○中村班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって、当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 28 分）

【健康づくり推進課】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 34 分）

続きまして、認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分を議題といたします。

通告事業「がん検診等事業」について、担当課長の説明を求めます。

○松本健康づくり推進課長

それでは、認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の健康づくり推進課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順に御説明させていただきます。

まず、成果報告書の 50 ページ、がん検診等事業を御覧ください。

決算書は 155 ページからになります。

がん検診等事業でありますが、この事業は、希望者にがん検診等を行い、がんの早期発見と早期治療により医療費を削減し、死亡率を減少させることを目的としております。事業の内容でございますが、検診の種類は、厚生労働省が指針に定める 5 つのがんである肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんに加え、前立腺がん、腹部超音波を実施しております。おおむね 40 歳以上が対象となります。若い世代の発症が増えている子宮頸がん及び乳がんについては、20 歳以上を

対象としております。

続きまして、実績評価についてですが、実績は、配付しました資料を御覧ください。令和5年度のがん検診受診率は9.7%で、前年と比較すると0.3%の増となっております。一方、精密検査受診率は82%で前年より1.3%の減となりました。受診率向上のために、令和元年度よりウェブ予約システムを導入し、また、対象者の利便性に配慮し、1日で多くの検診が受診できる総合検診、各月のレディース検診や土曜、日曜検診を引き続き実施いたしました。さらに子宮頸がん、乳がん検診では、対象となる年齢層に自己負担額を無料とする措置を講じております。

検診結果は、個人に郵送し、健康管理システムでデータ管理を行い、要精密検査者には、電話等で受診勧奨等の支援を行っております。令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受診控えから9.2%に低下した受診率は、令和3年度には10%まで一時回復しましたが、令和4年度には再び9.4%に低下し、その後、若干の増加傾向が見られるものの9%台で推移しております。令和元年度の11%までに回復しておりません。医療機関に定期的に通院し、健康管理されている住民が増えていることも理由の一つじゃないかと推測しております。

なお、3月補正で減額補正しましたが、見込みより受診者数が少なかったため194万9000円の不用額が生じております。天候不良による検診の日程変更はありましたが、ほぼ計画どおり実施出来ております。今後も、受診率向上に向けた啓発や受診勧奨について工夫を重ねてまいります。

以上で、がん検診等事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

若年がん患者に対する在宅医療支援及び骨髄移植ドナー支援についてちょっとお聞きします。その内容と実績、またお知らせの仕方っていうのはどのようにされているんでしょうか。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時38分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前11時40分)

○松本健康づくり推進課長

若年性患者在宅支援は在宅する分の支援として、金額のほうの補助を行っています。実績等はここ数年実績がありません。

骨髄ドナーについては骨髄バンクに登録して骨髄移植のためのドナーの提供するために、休業補償として1日2万円を補償することになっております。

○まつもと委員

骨髄移植の実績はありますか。

○松本健康づくり推進課長

若年性がんの実績ですけど、令和2年度に2件、令和3年度2件、それ以降はありません。骨髄移植ドナーの補助金ですけど、この分については令和2年度にあっただけで、令和3年度以降はございません。

○中村班長

ほかにございませんか。

○まつもと委員

別途資料で丁寧に、がんの受診者割合を出していただいてありがとうございました。9.7%ということで、個別に通院などで個別受診されているのではないかという御見解だったんですが、総合計画では目標値が25%になっていて、今、これは25%目指せるのかどうか、今のとこ、この決算の結果を見ての御見解があったら教えてください。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時41分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前11時42分)

○松本健康づくり推進課長

この件につきましては権田係長に答弁させていただきます。

○権田健康づくり推進係長

御質問のことについてお答えいたします。松本課長が受診率のことについてお話ししましたように、ここ数年10%未満が続いておりまして、今御指摘がありましたように、計画に基づく25%には、厳しいっていうのは感じているところです。ただ分母が人口っていうことになってますので、松本課長が答弁の中でも話しましたように、病院に行って経過を見られたりとか、個人的にドックや検診に行かれてる方もいらっしゃると思います

ので、現段階ではそこまでを把握するっていうのが厳しい状況なので、目標としては置いておりますが、今現段階で私たちが集団で市が実施する検診においての受診率の伸びっていうのは厳しいかなと感じているところです。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 43 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 44 分）

○大森委員

がん検診の開催回数なんですが、令和 4 年実績が 87 回、令和 5 年実績が 77 回となって減っておりますが、ここは 79 回となっておりますが、どうしてでしょうか。

○松本健康づくり推進課長

回数が減少になってる理由としましては、やっぱ人口減少になって、1 カ所の検診の人数がかなり少なくなっていますんで、一部集約した結果になってこういう形でちょっと回数が減っております。

○中村班長

ほかにございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 45 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 46 分）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

続いて、通告事業「母子保健事業」について担当課長の説明を求めます。

○松本健康づくり推進課長

続きまして成果報告書の 51 ページの上段、母子保健事業を御覧ください。

決算書は 161 ページからになります。

母子保健事業でありますがこの事業は、妊産婦、乳幼児及びその家族を対象として、健康診査や保健指導など、健康の維持・増進に関する事業を実施することにより、母子の健康の維持増進を図られることとともに、母親等の育児不安が軽減され、安心して子育てできることを目的としております。事業の内容でありますが、健康診査として、妊産婦一般健康診査、乳児一般健康診査、妊婦歯科健康診査、4 カ月児、1 歳 6 カ月児、3 歳児健康診

査を実施しております。また、検査として、新生児聴覚検査を実施しております。

相談事業としては、妊産婦・乳幼児相談、10 カ月児相談、育児相談を実施しております。産後ケアとしては婦人科及び産婦人科に業務を委託して実施しております。

その他の事業として、両親学級、離乳食学級、2 歳児親子教室、乳児家庭全戸訪問などを行っております。

助成事業として、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して、身近なところで相談に応じる伴走型相談支援と出産・子育て応援交付金の支給を一体的に実施する出産・子育て応援交付金事業を行っております。出産応援金 5 万円、子育て応援金 5 万円を助成しております。令和 5 年度からはえひめ人口減少対策総合メニューにあります、不妊治療費等補助及び出産・不妊治療等通院交通費助成補助を行っております。不妊治療費等補助は、妊活の支援としての妊娠前の不妊を調べる検査に係る費用の補助、健康保険で実施された一般不妊治療及びこれに付随する検査で、本人が負担した費用の補助、保険適用の不妊治療等とあわせて行われる先進医療にかかる費用の補助であります。出産・不妊治療と、通院交通費補助は、不妊治療を受けている世帯及び妊婦の世帯に対する通院に要する交通費等を補助することで、子どもを産みやすい環境づくりにつなげることを目的に、公共交通機関の運賃料金と高速道路の利用料金を補助するものであります。

続きまして実施評価についてですが、実績数等は配付しました資料を御覧ください。妊婦一般健康診査受診票の交付数は、妊娠届の減少により 113 件となっています。妊婦一般健診、一般健康診査受診率は 104.2% です。受診票は、母子保健手帳交付時に配布しており、配布時に適切な時期に、健診を受診することの周知を徹底しております。また、検診結果、訪問指導が必要な方には保健師、栄養士による保健指導を実施しております。乳幼児健診は 4 カ月健診、1 歳 6 カ月健診、3 歳児健診を集団検診で実施しています。全体の受診率は 96% と、前年度と比較して減少しております。未受診者には、訪問等により発達確認を行っており、全ての対象者の状況確認を行っています。検診結果において、精密検査が必要な場合は、受

診勧奨を行い適切に医療につなげております。出産子育て応援金の実績は、出産応援金 113 件、子育て応援金 128 件で、合計 241 件です。歳出決算額は 1205 万円となります。また、この事業における財源としては、出産・子育て応援交付金 878 万 7000 円、愛媛県出産・子育て応援事業費補助金 201 万 3000 円であります。今後も、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、伴走型の相談事業の充実に努めてまいります。

次に、不妊治療費等補助の実績は 48 件で、歳出決算額は 265 万 7036 円となります。出産不妊治療等通院費補助金の実績は 23 件で、歳出決算額は 61 万 200 円となります。この事業における財源としては、えひめ人口減少対策総合交付金 78 万 9000 円であります。

なお、見込みより妊娠届出産数が少なかったことや、不妊治療費等補助及び出産不妊治療等通院交通費補助が、見込みより申請件数が少なかったことにより 1522 万 4000 円の不用額が生じております。

以上で、認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

訪問事業についてお伺いします。乳幼児の家庭全戸訪問が 100% 実施されているということですばらしいなと思っているんですが、訪問はどなたが何人で行っているのかっていうのを教えてもらっていいですか。

○松本健康づくり推進課長

地区担当制をとっていますんで、その地区担当の保健師が必ず訪問するようにしております。また、どうしても都合があわない方、かわりの保健師が訪問する形で、保健師全員で当たっております。

○まつもと委員

地区担当の保健師さんがお 1 人で家庭を訪問されることですね。分かりました。一方で、乳幼児健診の受診率は 2.8% 下がっているんですが、それの要因っていうのは何かあるんでしょうか。

○松本健康づくり推進課長

例えば 3 月なんんですけど、どうしても都合がある方は 4 月に受診する場合があるんで、どうしてもその年度のまたぎがありますんで、増減が生じる形になっております。

○まつもと委員

産後ケアについてお聞きします。産後ケアは病院に委託されている事業だと思うんですが、ここ近年すごく妊産婦さんが、自殺されるっていうことが多くなってきていて、妊産婦の死亡原因が 2020 年以降、自殺っていうのが最も多いっていう結果が出ています。それで、2022 年は特に産後ということが増えておられて、もちろん委託されていますその他の訪問、訪問というか相談事業も、同時にされているので、充実しているというふうにあるのかもしれませんけど、市で産後ケアの窓口というか、大々的に窓口を設けることの考えはないですか。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 54 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 55 分）

○松本健康づくり推進課長

この件については宇都宮保健師長が答弁いたします。

○宇都宮保健師長

産後ケアの窓口というご質問でしたが、こども家庭センターが総合的に相談の窓口となっております。また支所は保健師がいますので、そちらのほうで窓口として対応しております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

不用額が 1500 万円ということで、見込額との関係で説明をされましたか、周知徹底がまだまだ足りないということでもあるのでしょうか。

○松本健康づくり推進課長

主な原因としては不妊治療の分と交通費の分ですけど、これちょっと年度途中で始まったもんなんで、周知期間が若干とれなかつたという意味もあり、制度的になかなか不妊治療というあまり大々的にはちょっと行ってないんですけど、ホームページ等では周知してるんですけど、どうしても周知期間がとれなかつたとかいうことが主な原因やと思います。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって、当分科会といたしましては、認定することに決定いたしました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時57分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午前11時58分）

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほどの環境衛生課で御質問をいただきおりました、資源ごみ、埋立てごみの費用についてお答えいたします。資源ごみにかかる費用が1568万1314円、埋立てごみのほうが2332万円、以上となっております。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時59分）

【福祉事務所】

【福祉課】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後0時59分）

認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について議題といたします。

まず、歳入について、担当課長の説明を求めます。

○竹内福祉課長

認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、決算書に基づき、まず、収入未済額及び不納欠損額を御説明させていただきます。

決算書は69ページからになります。

20款諸収入、5項雑入、2目心身障害者扶養共

済金収入、1節心身障害者扶養共済制度加入者負担金、収入未済額40万円であります。これは1件分となります。心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に死亡、重度障害など万一のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するという制度でございます。この1件につきましては、当事者との納付相談により未納となっている掛金を一度に全額支払うのは困難であるということから、納付計画をつくりまして、計画的に納付をいただいているところです。この分納期間を令和6年7月までとしていることから、令和6年度予定分が、こちらで決算書では収入未済額となっているものでございます。この件については予定どおり本年7月に完納をされております。また、こちらの不納欠損額が24万174円となっております。件数は2件であります。当事者が支払うことが経済的に困難であった案件につきまして、民法第166条に基づいて、消滅時効として不納欠損したものでございます。

次に、71ページの同じく4目雑入、3節民生費雑入における収入未済額1401万1987円のうち、福祉課の所管分は1399万6894円であります。その内訳は資料①として提出をさせていただいております。生活保護費返還金の現年度分96万4573円、同過年度分が878万6874円、障害者総合支援給付費負担金返還金の過年度分が414万5447円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金返還金が過年度分として10万円となっております。

それぞれ御説明いたしますが、生活保護費返還金については、保護開始以後に資力が判明し、申告があった場合や保護受給中に収入があった際に届出を怠られまして、後日、それが収入があったことが判明した場合、支給した保護費を返還をしていただくものでございます。保護開始時に収入があった場合は申告していただくように、説明は重々行っているものですけれども、申告されない場合が多く、収入が判明した時点では既に御手元に残っていないという方がほとんどでございます。分納していただくなど、返還しやすいように努めまして、ケースワーカーが個別訪問して納付勧奨を行っておりますけれども、完納には時間もかかり、納付がやはり困難な方が多いのが現状でござ

います。今後も保護開始の際や定期訪問時に収入があった場合の申告の義務については、繰り返し説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、障害者総合支援給付費負担金返還金の過年度分についてでございますが、この債権の発生は、令和5年5月障害福祉サービス事業の指定取消し処分を受けた運営事業者の代表者に、介護給付費負担金の返還請求調停を行ったものです。再三にわたる履行の請求や納付折衝などを行うものの、未収金に対する誠実な対応が見られず、返還に応じないこと、収入未済額も高額であり、対応においても、専門的な知識や手段が求められるところから、現在は、西予市債権管理委員会に諮り、徴収権限を西予市総務部債権整理室へ移管をしておるところでございます。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金返還金過年度分につきましては、申請時に住民税が非課税の世帯であり、給付対象であった方が、支給後の修正申告により課税に変わりまして、対象外となつたため、返還が発生したものでございます。当時3件この該当があつたんですけれども、そのうち1件が収入未済となつてゐるものでございます。こちらも対象がもともと非課税世帯ということで返還能力が乏しくて、残つてゐるものでございます。引き続き返還請求を行うほか、分納の相談など進めたいと考えております。

以上が3節民生費雑入における収入未済額についての説明でございました。

そして、同節における不納欠損額、こちらは319万3029円ですけれども、全額が生活保護費返還金の過年度分でありますと、27件分を不納欠損として処理をしております。こちらにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、返還が判明したときには既に消費してしまつたなどの場合が多くございまして、そのように経済的な理由により期間までに支払えなかつた案件等について、地方自治法236条の金銭債権の時効消滅時効によりまして不納欠損としたものでございます。

以上で認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分の収入未済額及び不納欠損額についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井副班長

よく聞かれるんですけれども、生活保護をいただいてる方の1番高くもらつてゐる人、受給してゐる人、そして平均、そして1番低い人、このあたりは発表出来ますか。名古屋とか、そういうところは非常に高いんですよね。生活保護費が。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時08分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後1時11分)

○竹内福祉課長

回答を辰己係長のほうから申し上げます。

○辰己福祉課係長

先ほどの御質問の最低生活費なんですが、年齢で決まっているんですけども、1番最低生活費が低い年齢が75歳以上6万1900円です。1番最低生活費が高い年齢が12歳から17歳6万9690円になります。それに加算がつきまして、障害者2級の場合は在宅で1万5380円。1級の場合は2万3060円です。母子加算もあります、1人子どもさんがいらっしゃる場合は1万6100円となります。2人目は4,100円の加算があります。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「福祉避難所機能強化・整備促進事業」について担当課長の説明を求めます。

○竹内福祉課長

それでは、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明をさせていただきます。

報告書の55ページの上段、福祉避難所機能強化・整備促進事業を御覧ください。この事業は、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した各福祉施設に、福祉避難所を開設するために必要な備品等を市が購入し、各指定福祉避難所へ配置をして、機能の充実を図るものであります。指定福祉避難所が有効に機能するため、物資を事前に整備することにより、地域における災害時の要配慮者支援体制を強化して、指定福祉避難所においては、より実効性の高い開設訓練を実施することで、福祉

避難所の機能の充実を図ることが出来ております。福祉避難所の一覧を資料②として提出をしております。また、この事業は、愛媛県が平成 29 年度から、愛媛県福祉避難所機能強化・整備促進事業として取り組んでいる事業の一つで、市としましても、この補助金を活用し、今後も福祉避難所の機能強化整備促進に努めてまいりたいと考えております。

福祉避難所機能強化・整備促進事業の説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

必要な備品、消耗品というものは、この施設の利用者さんなんかにもヒアリングされて、お聞きしているものとして選定されたのかどうか、教えてください。

○竹内福祉課長

こちらの必要な備品はですね、各施設にこちらから、当然御要望伺うんですけれども、施設のほうでどのように意見を集約しているかということについてはこちらは存じておりませんで、そういうふうな利用者の皆さんの御意見を踏まえるようにというふうな縛りもちょっと、つけているわけではありません。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

指定福祉避難所を充実させるために、新たな追加指定に努めると書かれておりますが、今後、追加の予定はどのようにになっておるのでしょうか。

○竹内福祉課長

この一覧を御覧いただいたら分かりますように最近保育所を、子ども・乳児の避難所というところで、保育所を充実させるように昨年と今年と考えております。明浜・野村、そして城川のほうで、1カ所ずつ保育所を昨年指定しましたので、本年度は、宇和と三瓶について、乳幼児向けにということで、保育所を指定追加していきたいと存じます。今後も、必要に応じてほかの老人福祉施設、障害福祉施設ともに検討はしていくように考えております。

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、「生活保護扶助事業（法定受託事務）」について、竹内課長の説明を求めます。

○竹内福祉課長

続きまして成果報告書の 55 ページ下段にございます。

生活保護扶助事業（法定受託事務）を御覧ください。この事業は、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした国の法定受託事務でございます。相談、申請、調査、審査の手順を経て、保護が開始となります。保護開始後は、必要に応じて、生活、住宅、教育、医療、出産、生業、葬祭、介護の 8 つの扶助が適用されます。令和 5 年度に保護開始となった件数は 36 件、前年度比で 4 件の増加がありました。主な開始理由は、手持ち金の減少というのが全体の約半分を占めます。昨今の申請傾向は、物価高騰の影響や今後の医療費の支払いを心配したケースであります。扶助費は、令和 4 年度から 3.6% 増加しております。年度ごとの保護件数の推移を資料③として提出をしております。保護世帯数、人数とともに年々横ばいで推移をしているところです。被保護者の高齢化率は約 64% であります。高齢化が進むことによりまして、医療及び介護扶助費が年々増加傾向にございます。

歳入歳出決算書の 151 ページから 152 ページを御覧ください。

2 目扶助費 4 億 8942 万 2000 円の予算額に対して 747 万 2485 円の不用額が生じております。3 月補正の段階で最大値の想定で増額をしましたけれども、主に生活医療扶助費において、見込額より支出額が少なかったためでございます。今後も保護が必要な方を漏らさず支援をするとともに、一方で、不正な受給とならないよう留意をしながら、生活保護の適正実施に努めてまいります。

生活保護扶助事業の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

竹内課長の説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

被保護者の単身世帯数っていうのは、幾つでしょうか。1人住まい。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時20分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後1時22分）

○竹内福祉課長

ただいまのまつもと委員からの質問で、単身保護世帯のうち単身世帯の方が、何人おられるかでございますが、すぐに準備が出来ませんので、後ほど提出をさせていただきます。

○まつもと委員

何で単身世帯を聞くかというと、高齢化率との関係があるのかなということをちょっと聞きたくて、聞きました。その上で、令和5年度増えた36件のうち、高齢者は何件なんでしょうか。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時24分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後1時25分）

○竹内福祉課長

こちらの御質問につきましても、準備が出来ませんので、後ほど提出させていただきます。

○中村班長

ほかにございませんか。

○まつもと委員

何で高齢化率にちょっとこだわった質問させてもらってるかというと、年金で暮らせなくて生活保護に移行するという方がどれだけおられるのかなというのがやっぱ気になって、そういう状況が増えるということはやっていけない、国に求めていかないといけない部分も多くなってくるのかなと思って、西予市としてどうできるのかというところにも限界があるのかなと思って分析を出してもらいたいなというふうに思っています。

○竹内福祉課長

まつもと委員のお考えを受け止めたいと思います。まとめて提出を改めてさせていただきますので、こちらとしても、貴重な資料としてこちらも、考える材料にしていきたいと思います。

○まつもと委員

平成28年からの生活保護者数、世帯数と保護人数を出していただいてありがとうございました。生活保護を抜けられた方の人数も分かるようでしたら教えてください。

○竹内福祉課長

まつもと委員の御質問に対しまして辰己係長のほうから回答いたします。

○辰己福祉課係長

生活保護の廃止件数なんですが、平成28年度が16件、平成29年度が36件、平成30年度が38件となっております。令和元年度が28件、令和2年度が26件、令和3年度が25件です。令和4年度が23件、令和5年度が51件となっております。

○まつもと委員

確認なんですがこれ、亡くなった方も含んでですか。

○辰己福祉課係長

含んでおります。

○まつもと委員

それを除外した数も分かります。それはまた後で出してもらったらと思います。

○辰己福祉課係長

後から提出いたします。

○酒井副班長

今の分析なんかもしっかりしといたほうがいいと思います。というのは、死亡した人、そして、行政から自立支援で自立された方、そして他から、贈与だとかいろんな方の収入があつて抜けた方、いろんな項目があると思いますので、その辺りは分析して発表できるぐらいにしといてください。そうでないと、次の段階が死亡して抜けた人があれば、そういうこともあるし、そして扶養家族が多く扶養の人が入つてそういう人が、所得が多かったとか、いろんなことがあります。先般のNHKにあった中にも、自立支援を強くしたがために、自治体の非常に生活保護の行政が出来なくなつてるとこもありますし、国からの、やはり行政指導とかそういうことがあって、それの解釈をどう解釈するかによって、理事者側の指導の仕方も違つてきます。

そして私のほうからそういうこともありますけども、今相談事務やるケースワーカーですか、今西予市は相談員は何名おられるんですか。

○竹内福祉課長

ただいまケースワーカーにつきましては5名がおります。

○加藤委員

確認させていただきたいんですが、保護決定ま

での手順というところがあるんですけども、3番目の調査のところなんですかね、その方に資産があるかどうか調べるっていうのはあるんです。当然なんですかね、扶養義務者の調査っていうところが、最近はなくなってるのではないか、もうしないっていうことが、今決定されてるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなってるんでしょうか。これは、それをしてると、本当は生活保護を受けたくても、家族ですよね、家族に迷惑をかけたくないとか遠くにいる、そういうことで出来ない状態になるので、ここは無理にしなくともいいというようなことになっていると私は聞いてるんですけども、その辺をお伺いいたします。

○竹内福祉課長

ただいまの御質問でございますけども、親族の皆さんへの関係ですね、親族の方への調査につきましては被保護者御本人の承諾をいただいてた上で調査をかけるような形になっております。

○加藤委員

それであればその御本人の方が、そういうことをしないでくださいということになれば、しなくていいということでおろしいんでしょうか。

○竹内福祉課長

そのようなことで結構でございます。

○中村班長

ほかにございませんか。

○酒井副班長

私もちょっとあるところで、そういうところがあって、生活保護受けたら非常に生活が楽になるのになという方が何人かおられます。その人たちに聞きますと、生活保護を受けると、非常に社会的にも親族の人にも迷惑かけるからというようなことで、我慢しての人がおります。実際。そういうことの実態はある程度とらえておりますか。そういうことは、個人情報に入るから出来ないと思うけれども、なかなか、もうあなたこれ、そんな困ってるんだったら生活保護申請してみたらということを言うんですけども、それは出来ない、やらないという人が何人かおられます。そういうことに対しての基本的人権の問題も、もっと我々は、したらと言うけれどもその人が受けないというようなことが結構あります。その辺り対応ってのは、行政が入るわけにはいかないわけですね。確認です。

○竹内福祉課長

酒井委員がおっしゃるとおりで、市のほう、行政側から入っていくということは出来ないわけなんですかね、今民生委員さんとか、御近所の方、それから、御兄弟の皆さんと一緒に相談にこられるという場合があります。こちらから手を伸ばす前にもう言つて心配をしていただく方が相談に来ていただきます。福祉相談センターに御本人から、生活保護というわけではないけれども、収入がっていう御相談があつて、やはりそこは、生活保護がございますという話も、酒井委員おっしゃられたようにですね、御本人のお気持ちとしては保護までは受けたくないとかですね、そういうところもありますが、いろんな扶助の御説明をして、決してそういう恥ずかしいということでもございませんし、最低限度の生活保障、憲法でも保障されているわけですので、いろいろな御説明をして、生活を維持していただくようなお話をさせていただいているところでございます。

○中村班長

ほかにございませんか。

○大森委員

被保護者の数ですが、令和4年実績305人、令和5年度実績294人で減っております。この理由を教えてください。それとあと不用額が、見込額より支出が少ないということで750万円弱ほど出ておりますが、具体的に教えていただいたらと思います。なぜこの750万円という数字が出たのかを。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時37分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後1時38分）

○竹内福祉課長

保護の世帯数が減った件でございますけれども、こちらは、保護廃止の前に保護停止という措置がございまして、保護は認定はずつと続くんだけれども、事情により保護費の支給をとめておくということなんですね。その停止をしていたものを、ほぼもう必要ないというふうな判断をして、そして廃止をしたという、その保護停止はですね、数年前に停止をしておいて、停止しただけですから、ここには減っては、数には出てきておりません停止はですね。その停止をしていた間に、収入等も安定するなどして、昨年の現状として、もう

ほぼ廃止で構わないということで、保護廃止した案件が何件かありますて、それが件数として、昨年の状況での保護廃止いうものに加えて、そういう措置をした、もとから停止していた保護世帯というものが加わったことで、ちょっと多めに数が減ったということになります。不用額につきましてですけれども、こちらのほうは医療機関からの請求というのがもう、1件当たりが1000万円単位とかいう形になってきておりますので、予想がなかなか出来ないというところがありますので、補正での減額とか、そういったような措置がなかなかとれなかつたという部分でございます。

○大森委員

廃止の前に停止があるということを今お伺いしましたが、停止の段階で、そこは先方もちゃんと納得を得た上で停止ということになるんでしょうか。

○竹内福祉課長

そこは当然でございます。本人の御了解をいたしました上で、止めますよということで、御了解いただいております。

○大森委員

その停止の理由というのはどのようなことで停止という判断をされるのでしょうか。

○竹内福祉課長

基本的に、保護の決定につきましても収入の多い少ないっていうところが基本ですので、この停止につきましても、廃止するような確定的な、增收ではないにしても、一時的なものであっても収入があったものですので、そういう場合に、停止をかけておくというところです。それが安定するかどうかっていうところが予測がつかない場合にこういったような措置をすることがございます。

○中村班長

ほかにございませんか。

○竹内福祉課長

先ほど酒井委員からの御質問でケースワーカーの人数がございました。私が5人とお答えしたんですけれども、ケースワーカーは4人でございます。係長が務めております査察指導員、これはスーパーバイザーっていうふうに片仮名で申し上げますけれども、こちらをちょっと私と一緒にカウントしております。スーパーバイザーが1名で、ケースワーカーは4人でございます。合わせて5人でございます。

○中村班長

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で「生活保護扶助事業」に関する質疑を終結といたします。

次に、通告事業「生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業」について、竹内課長の説明を求めます。

○竹内福祉課長

次に、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業につきまして、御説明いたします。こちらについては成果報告書に記載がない事業になります。申し訳ございません、資料のほうちょっと御準備出来ておりません申し訳ないです。この事業は、家庭での生活環境や生活困窮などから、学習習慣が身につかない子ども、そのような環境のもとで心に様々な問題を抱えておられる子どもに対して、子どもの健全な成長発達を促すため、西予市子ども支援員が家庭訪問を行って、学習支援などを実施する事業でございます。生活困窮世帯の子どもの学習支援などを継続的に行うことにより、将来の社会的自立及び経済的自立を目的としております。この事業でございますけれども、平成28年度から実施をしております。今までの支援対象者は、初年度から、令和2年度までの4年間支援をいたしました1名のみで、それ以降実績がない状況が続いております。しかしながら、子どもが自発的な学習が困難な中で、日常的な生活習慣や学習習慣を身につけるための重要な支援を行う事業と捉えておりますので、西予市こども家庭センターとも十分に連携を図りながら、臨機応変に対応できるよう、今後も継続をしていく必要がある事業だと考えております。

以上で、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業の説明を終わります。通告いただいた事務事業は以上となります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

○まつもと委員

御説明ありがとうございました。この対象となる方は、自己申告のスタイルなんでしょうか。

○竹内福祉課長

こちらはですね、この学習事業をしてほしいっていうところ、世帯はないんですけれども、当然先ほど申しました福祉総合センターとか、こども家庭センターのほうに、別の事情で、家庭の生活困窮というような事情の相談があったときに、そこに子どもさんがおられると。子どもがどんな状態かというような聞き取りをしていく中で、これは支援を入れたほうがいいんではないかというような判断をしていくというプロセスになろうかと思います。この1名のお子さんについても、同じような経緯で支援をさせていただいております。

○酒井副班長

この制度はもともと教育委員会がやってた事業じゃなかったですか。教育委員会の子ども相談のがあって、こども家庭庁とか出来たんで、こっちへ移したやつじゃなかったでしょうかね。

○竹内福祉課長

こちらはもともと福祉のほうで行っております事業でございます。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時47分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後1時49分）

○まつもと委員

先ほど御説明いただいた支援の判断についてちょっともう一つお尋ねします。御相談にこられて対応された職員さんが判断するというような、御回答だったと思うんですが、例えば、通ってる学校の先生、また、家庭の事情を知っている地域の人とか、巻き込んだ形で支援決定というのを出されているのかどうなのかお聞きします。

○竹内福祉課長

説明が言葉足らずだったかもしれません。こちらの決定に当たっては、まつもと委員おっしゃるように、学校の現場そして学校教育課、あるいは地元の民生委員の方とかですね、そういう幅広い角度で検討をして、決定ということになろうかと思います。

○まつもと委員

予算の11万円というのは、対象は1人という予測で立てられている予算なのかどうか。

○竹内福祉課長

予算を立てる上での積算をそういう形でしておりますだけで、こちらの2人になっても、予算内で対応ができる範囲、例えば1人に対して指導支

援員を2人とかいう場合もございますし、ただ、1名というのは、昨今やはり歳出のほうも絞られてはきておりますが、こちらはもう、臨機応変にですね、流用等でカバーしながら、現実に即した対応をしていきたいと考えております。

○まつもと委員

もう1点だけ、相談にこられた相談者から、考えていく事業という御説明だったんですが、例えば、学校の中から、学校の先生が、家庭で学習習慣が身につかなくて困っているというようなことからも、この授業が受けられたりすることあるんでしょうか。

○竹内福祉課長

まつもと委員おっしゃるとおり、そちらのことも想定しております当然。学校からの申出、不登校という形にやはりなってこようかと思いますけれども、もう、それでも不登校の中でも、月に何回かとか出てこられる子どもさんは、まだ学校が関わられるんですけども、本当に学校が関われない、引きこもりに近いような子どもさんに学校も苦慮をされるような事例があったようですので、そういったときには学校からの相談にも応じますし、こちらもこういう事業があるという周知を徹底していっておるところでございます。

○中村班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

通告事業3事業についての説明並びに質疑を終結いたしました。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、認定することに賛成の委員の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○中村班長

举手全員であります。

よって、当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時52分）

【子育て支援課】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 58 分）

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について議題といたします。

まず、歳入について担当課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算書の認定について」子育て支援課所管分です。

まず、歳入について御説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の 23 ページ、24 ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金、収入未済額 53 万 9150 円でございます。内訳としましては、公立保育所保護者負担金（過年度分）の未納分として 29 万 6300 円、公立保育所等給食費保護者負担金（過年度分）を 1 万 2300 円、私立保育所保護者負担金（過年度分）未納分が 21 万 9550 円、延長保育保護者負担金（過年度分）が 1 万 1000 円となっております。保護者の負担金の滞納者は、公立保育所で 2 世帯、民間保育所 3 世帯で、全て過年度未納分の継続世帯であり、令和 5 年度の新たな滞納世帯はありません。令和 5 年度に策定した西予市債権管理計画に基づき、文書、電話連絡等による督促や納付勧奨を積極的に実施し、児童手当からの充当や、分納相談に対応することにより、公立、民間合わせて 7 世帯が滞納解消につながりました。今後も、継続計画的な債権管理回収に努め、引き続き取り組んでまいります。

次に、決算書の 67、68 ページを御覧ください。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、1 節母子父子家庭小口資金貸付金収入、収入未済額 2 万 4000 円でございます。母子父子家庭小口資金貸付金の償還に当たり、分納の返納を希望されたことにより未収額となりましたが、令和 6 年 9 月の児童扶養手当からの返還をもって完納いたしました。

次に決算書 71 ページから 74 ページを御覧ください。ひとり親家庭医療費返還金（過年度分）未納分、収入未済額 1 万 5093 円となります。滞納者は 1 名分であり、遡って資格喪失となったことにより、返還金が生じたものです。その後、転出されておりますが、定期的に文書、電話等での返

還の案内をしておりますが、いまだ返還に至ってはおりません。

以上で、子育て支援課所管分の歳入について説明を終わります。

○中村班長

末盛課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

次に通告事業「子ども医療費助成事業」について、末盛課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

次に決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前の通告のあった事業について説明をさせていただきます。

最初に、成果報告書 46 ページ下段子ども医療費助成事業になります。決算書は 137 ページです。

この事業は、子ども医療費を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする事業でございます。事業費は 1 億 3543 万 9000 円です。乳幼児医療費と児童医療費につきましては、令和 5 年 4 月から全額助成を 18 歳までに拡充いたしましたので、決算額は、令和 4 年度と比べますと増額しております。また、未熟児養育医療につきましては、医師が入院養育を必要と認めた場合、保険診療自己負担分の全額を助成しております。実績件数は 1 件となっております。今後も医療費の自己負担分を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、健康増進を図ることとあわせて、適正受診や健康づくりの推進について周知することにより、医療費の適正化等にも努めてまいります。

以上で、こども医療費助成事業の説明を終わります。

○中村班長

末盛課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○源委員

令和 5 年度からいわゆる通院医療費のほうが 18 歳までとなった初年度かと思います。年齢別といいますか、今まで助成対象じゃなかつたいわ

ゆる高校生世代の方が、どの程度受診をされたのか質問いたします。

○末盛子育て支援課長

高校生 18 歳年度の末までの医療費ということです、入院等と通院費を合わせまして、件数でいきますと 7,487 件、入院と通院費で 2077 万 2000 円程度の額となっております。

○源委員

それ需要が高かったということで、事業としては非常に成果が上がったなという部分と、どうしても一般財源対応されてる部分もあるし、なかなか県内においても順番からいうと半分ぐらいの順番で高校生まで拡充されたことは非常によかったですなあと思うところと、1点心配した、いわゆる受診抑制の部分のことも必要かなというふうに、その当時言われたと思いますので、今年が2年目になりますし、その辺りも含めて、また、鋭意進めただければと思います。以上意見をいたします。

○末盛子育て支援課長

言われるとおり、医療費については、県の補助金が乳幼児しかなくて、あとは全部一般財源で全部計算してみますと、1億1000万円ちょっとぐらい一般財源をつぎ込んでる関係もありますので、受診については、啓発をしながら進めていかないといけないかなと思っております。

○大森委員

乳幼児医療のところで、令和4年実績から令和5年実績が乳幼児数が減っております。それに対して、助成金の総額が、減っておるけども増えているというところを教えてください。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時05分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後2時09分）

○末盛子育て支援課長

今の御質問に関しましては資料、実績を確認しましてまたお答えさせていただきます。

○中村班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

ないようですので質疑を終結といたします。

次に通告事業「子育て応援事業」について末盛課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

次に、成果報告書 47 ページ上段子育て応援事業を御覧ください。決算書は 137 ページです。

事業内容としましては、進学祝い金として、中学校進学時に必要な制服や学用品等購入に関する保護者の経済負担軽減を図るため、進学祝い金を支給するものです。1人1万5000円で、支給人数は251人となっております。これは市の独自の事業でございます。

次に、愛媛県と連携し、えひめ人口減少対策総合交付金を活用した3事業を御紹介いたします。

若年出産世帯応援事業です。これは、出産後に夫婦ともに、29歳以下の世帯に1人当たり20万円助成するものとなります。20件実績があります。

次に、若年出産世帯奨学金返還支援事業として、出産後の奨学金返還を支援するものです。実績6件です。

次に、多子世帯リフォーム等支援事業で、第二子以降を出産した世帯のリフォームまたは引越しに要する経費の一部を助成するものです。実績10件です。今後も事業の認知度を上げるため、ホームページや広報、窓口の案内による周知を努めてまいります。

○中村班長

末盛課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

不用額がかなり多いんですが、この要因というのは何でしょうか。

○末盛子育て支援課長

この事業については、令和5年度からの事業であって、初年度ということで、認知度も低かったこともあります、年度末までの申請期間であるために、ぎりぎりまで申請も待っていたという状況で、補正予算のタイミングでは、落としきれずにそのまま置いていくという判断になりました。

○まつもと委員

制度にいろいろ年齢制限などがあって、使いづらいというか少しでも外れたら使えないなと思って、残念に思っています、それ課長にもお伝えしたんですが、たくさん予算をとっていただいて、不用額が出ているんであれば、こういった年齢制限を緩和することはできるのかどうか、ま

た多子世帯リフォーム支援なども、すごくいい事業だと思ったんですが申請できる期間がかなり限定されていて、この期間も延ばすことができるのかどうかお伺いします。

○末盛子育て支援課長

この事業については、えひめ人口減少対策総合交付金ということで、財源としては県が独自で事業をしたものの中の半分を補助金としていただいております。その事業に乗っかるか乗っからないかは市の判断に任せられております。年齢的なものは、まず29歳とか35歳とかっていうくくりがあって、超した方は申請が出来なくてっていうことなんですが、この事業については、令和5年、6年、7年、今は令和7年度に向けてと、令和5年から6年に向けてもう29歳から35歳に上げてみたり、範囲としては拡大はしているんですが、あとは実際は、各市町で集まって市民の方の声を、こういう意見があったっていうのは意見を出し合いながら、ある程度、県の事業なので声は聞いてもらいやすいのかなと思いながら、令和5年、6年、7年も引き続き事業が進めていくっていうところになると思います。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

若年出産世帯奨学金返還支援事業の奨学金返還を支援する。多子世帯リフォーム等支援事業のリフォームまたは引っ越しに関する経費の一部を助成する。どのように支援をする、金額的にどういう支援なのか両方教えてください。

○末盛子育て支援課長

まずは奨学金の返還金についてです。補助対象は、出産時に29歳以下の世帯であることっていうのが一つの条件で、その中に、奨学金返還に要する1年分の負担額で繰上げて償還されるものも大丈夫です。1世帯当たり補助限度額、2人夫婦いらっしゃいますので、20万円掛ける2人分が限度額となります。

次に多子世帯リフォーム支援等事業になります。この部分については、夫婦の年齢制限はありません。出産により同居する18歳未満の子どもが2人以上となる世帯ということで、対象となっております。金額としては、多子世帯におけるリフォーム費用または引っ越し費用、一世帯当たり補助限度額、子ども2人で20万円、3人以上で30万

円となっております。

○中村班長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に通告事業「結婚新生活支援事業」について、課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

次に、成果報告書48ページ上段の結婚新生活支援事業を御覧ください。

決算書は137ページです。

この事業内容につきましては、婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃借費用、引越し費用を補助するものです。令和3年度から国の事業で始まったものが、5年度からえひめ人口減少対策総合交付金の対象となり、所得要件の緩和や対象経費の拡大を行いました。実績は19件です。対象費用としては、引越し費用家賃、住宅購入、リフォーム費用、時短、省エネ家電等が年齢や所得の区分によって対象となります。この事業についても、事業の認知度を上げるため、ポスター、チラシをコンビニ、飲食店など、若者の目につきやすい場所への配布等による周知に努めることといたします。

○中村班長

末盛課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副班長

29歳ってのはいつまでたっても引っかかるんですよね。実績が意外と金額は少ないなと思ってるんですけども、繰越しもそんなにはないようですし、どういう引越ししが多かったんですか。リフォームが多かったかどちらが多かったかお聞きします。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時18分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後2時19分）

○末盛子育て支援課長

1番多かったのが、結婚式費用、住居費、家具や生活雑貨の購入費、次に婚約・結婚指輪の購入費、続いて、新婚旅行、引っ越し費用となっております。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 19 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 20 分）

○末盛子育て支援課長

先ほどの答弁につきましては、誤っておりましたので訂正させていただきます。

1番多かったのが、家賃の補助、敷金、礼金に関するものになっております。

○中村班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に通告事業「子育て応援券交付事業」について、末盛課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

次に、決算書の 137 ページの子育て応援券交付事業について御説明させていただきます。成果報告書の資料はございません。

この事業は、少子化対策の一環として、出産時に 1 人 3,000 円掛ける 12 枚、3 万 6000 円を上限としてチケットを交付し、指定店で、子育て用品購入に使用できるチケットとなります。事業としては、令和 5 年度末で廃止しておりますので、5 年度としては、未使用分の応援券の支払いとなつております。

○中村班長

末盛課長の説明終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

○まつもと委員

これはもう廃止した事業ということなんですね。

○末盛子育て支援課長

令和 4 年度末で廃止しておりますが、なぜやめたかっていう理由について補足しますと、出産応援給付金、妊娠されて面談をするということで 5 万円が増えたことと、子育て応援給付金、赤ちゃん訪問などをしてお母さんと面談をするということで 5 万円という事業が新たに始まりましたので、この事業としては一度廃止ということで、整理させてもらいました。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

子育て支援課に関する通告事業 4 事業についての質疑並びに説明は全て終了いたしました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって、当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 23 分）

【長寿介護課】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 35 分）

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分を議題といたします。

まず、歳入について、担当課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分について御説明をいたします。

まずは、歳入につきまして、収入未済額がありますので、説明をさせていただきます。

決算書の 23 ページと 24 ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金において、収入未済額が 9,000 円となっております。これは養護老人ホーム入所者の扶養義務者から徴収する措置費用負担金であります。月額 4,500 円の 2 カ月分が 5 月 28 日に納付され、出納閉鎖後の 6 月 3 日に出納処理となったものであります。納付催告の電話連絡がなかなかながらなかったという事情もありますが、平素から連絡先の確認に留意しつつ、納付忘れとならないよう、適時の連絡に努めるようにいたします。

以上で長寿介護課所管分歳入についての説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

小玉課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に通告事業「養護老人ホーム三楽園建設事業」について、担当課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

続きまして、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき事前に通告のありました事務事業について、順に御説明をいたします。

まず、養護老人ホーム三楽園建設事業でございます。

決算書は127ページから130ページ、主要な施策の成果報告書は54ページとなります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費で養護老人ホーム三楽園建設事業4億3423万4000円でございます。養護老人ホーム三楽園は、旧二木生小学校跡地に、入所者のプライバシーに配慮したユニット型個室の養護老人ホームとして、移転改築が進められており、その事業主体であります社会福祉法人西予総合福祉会が行う解体事業及び建設工事に要する費用に対し、補助金を交付するものであります。令和5年度におきましては、建設用地とする旧二木生小学校の校舎などの解体工事費に対して2億3423万4000円、そして養護老人ホーム三楽園の建設工事に対して2億円の交付となっております。令和6年度におきましては、引き続き建設工事を実施しており、11月末に完成予定であります。

以上で養護老人ホーム三楽園建設事業の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

小玉課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

現在の三楽園は、海拔11メートルのところにあって一時避難所とあと福祉指定避難所になっていたかと思います。今度できるところの三楽園は、福祉避難所として指定される御予定があるのでし

ょうか。

○小玉長寿介護課長

移転後の新しい三楽園ですけれども、現在の用地としましては、海拔7.6メートル。付近の電柱にそのような表示があります。そのような状況もありますけれども、引き続き、福祉避難所としての指定を行う予定であります。

○まつもと委員

ここは最大津波は7.5メートルから10メートルと予想があって、浸水エリアがこの二木生小学校跡っていうのは、一部2メーターに及ぶかなというふうな西予市のこの津波危険マップでいきますと、小学校跡地は0.5メートルから1メートルのエリアが多いんですけど、2メートルのエリアも若干含んでる浸水地域ですけれども、それで建物が、ちょっと見に行つたんですけど、1階がメインで一部2階建てみたいな建物だったと思うんです。津波被害って1回逃げると思うんですけど、戻ってきたときに、建物がなるべくそのまま生活できるようにということを考えると、多層階というか2階建て以上にするとかそういう、計画としての指導みたいなことは、市としてはあったのかどうかお聞きしたいんですが。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時41分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後2時41分）

○小玉長寿介護課長

御指摘のとおり西予市ハザードマップでは、最大クラスの津波で50センチから1メートルの浸水深となっております。本老人ホームの構造につきましては、社会福祉法人側の計画でございます。特別養護老人ホームということもございまして、要介護3以上の方が入所される施設であるという特徴を踏まえまして、2階建てとしますと、そのためのエレベーターも必要となる、そのような状況でございます。そのため社会福祉法人においては、平屋建てといいますか、1階建ての計画をしたものと思っております。今後につきましては、社会福祉法人におきまして各施設で防災計画を綿密に作成しております。非常時の対応、また平時から備えに十分留意されておりますので、その面も含めた、実効的な指導というのを、今後心がけてまいりたいと考えております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 43 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 46 分）

○小玉長寿介護課長

先ほどの答弁を修正させていただきます。特別養護老人ホームと申しましたが、三楽園は養護老人ホームでございまして、要介護 3 以上というくくりはございません。ただ、特定施設入居者生活介護という介護サービスを導入するようにいたしておりまして、要介護の方も、そこで生活することが出来ますので、そのような状況も鑑みまして、社会福祉法人としては、1 階建ての施設を選択されたというふうに考えております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

続いて、「高齢者路線バス利用補助事業」について、小玉課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

続きまして、高齢者路線バス利用補助事業でございます。

決算書は 127 ページから 130 ページとなります。3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉費で、高齢者路線バス利用補助事業 316 万 5210 円うち補助金は、印刷製本費を除く 300 万 8130 円でございます。高齢者路線バス利用補助事業は、通院及び買物などの交通手段として、公共路線バスを利用する高齢者に対して、運賃を助成し、もって高齢者の負担軽減と福祉の増進に寄与することを目的としています。事業内容は、市内に住所を有する満 70 歳以上の高齢者を対象として、運賃の 2 分の 1 を助成するものであり、1 冊 36 枚つづりの利用助成金券を 1 人につき年間 2 冊まで交付することとしております。対象となる路線は、公共路線バスの西予市区域内としており、急行や特急また運行路線の市外部分については、助成対象外となります。

なお、令和 6 年度予算編成における議会からの政策提言をいただいております。まず、運賃が 300 円未満の近距離の場合も補助対象となるよう検討すること。そして、市外路線についても、市内と同じように 50% もしくは 50% 未満の補助と

なりを検討することの 2 点であります。1 点目の運賃が 300 円未満となるのは、市内に 7 区間あり運賃は 260 円または 270 円です。これを 2 分の 1 補助とすると、利用負担が 130 円あるいは 140 円となり、生活交通バスの使用料が、10 キロメートル未満を一律 150 円としていることを下回り、公平感に欠けることになります。2 点目の市外区間への補助拡大についてですが、本年 5 月の実績を見てみると、料金箱に投入された助成券で、最終目的地が市外となっているものが全体の約 10% あり、その中に、市立宇和島病院や市立八幡浜総合病院と書かれているものが多く見られました。この補助制度の導入目的を考えますと、高齢者の方々が市内の病院への通院や、市内の商店などでの買物に、路線バスを使っていただきやすくなるよう支援するものでありますので、現制度のそもそもの趣旨を考えますと、市外への拡大には、慎重であるべきかと思っております。

なお、現在の社会情勢にはたして見合った制度であるのか、今後は、地域公共交通計画を踏まえた検討や見直しが必要でありますし、とりわけ医療福祉改革に伴います、交通弱者対策として、この制度に検討改良の余地はないか、まずは優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、高齢者路線バス利用補助事業の説明を終わります。

○小玉長寿介護課長

小玉課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

高齢者路線バス利用補助事業なんですが、私随分前、10 年以上前に、高齢福祉課にいたときに、紙のチケットを 1 個 1 個ピーピーっていうふうに、事務されていたのを思い出して、今も同じ仕組みなのか、職員さんが 1 日ぐらいかかるてそれをやってらっしゃったのを見たときに、何か事務の手間が、すごいなと思って、何とか簡易に出来ないのかなというふうに、当時思っていたんですが今もそのような状態なんでしょうか。

○小玉長寿介護課長

回収された利用券の確認といいますか、データ取りなんですかけれども、それはおっしゃられるような、人手に頼ったアナログなやり方をしております。毎日ではございません。まとめて効率よ

くするようにしております。

○中村班長

ほかにございませんか。

○酒井副班長

この問題、私、長いこと食い下がっておりますんで、発言させていただきますが、実を言いましたら、西予市全体の交通網の確立がまちづくりのほうでされて、それからあとの進展、新しいのはあんまり聞いてないんですけども、これも先ほど課長がおっしゃられるように見直す必要もあるとというように、お話がありました。

このあたりも含めて、人口減になっておりまして、そしてもう一つありますのは、この高齢者の問題については、地域づくり活動センターの窓口の中でやってはどうかというような話が少し出ておりました。地域の中に活動センターができる、それを拠点にして、ステーション的に考えていくという話が、明浜町は特にそれが多いんです。そういうような話も出ておりましたんで、また高齢者の問題につきましても、買物難民それから病院の、また今度新しい指定管理者になりますので、その辺りの対応につきましても、高齢者の配慮をお願いしたいと思います。実を言いましたらこれ決算でございますので、余り食い下がる気はありませんが、次のことで、多少お話しさせてもらいます。

○小玉長寿介護課長

議員御指摘のとおり、地域公共交通計画との連携も含めて検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 54 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 57 分）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 5 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分について、認定することに賛成の委員の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

続いて、認定第 5 号「令和 5 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

認定第 5 号「令和 5 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」介護保険特別会計決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき御説明いたします。

まず、歳入におきまして、不納欠損額及び収入未済額がありますので、特別会計決算書の 76 ページから 77 ページを御覧ください。

1 款保険料、1 項介護保険料です。

収入済額は 9 億 8528 万 2163 円で、不納欠損額は 332 万 7998 円であります。法に基づきまして、時効となった未納分を、不納欠損としておりますが、前年度と比較しますと、262 万 2765 円減少しております。また、収入未済額は 648 万 8228 円となっていますが、転出や死亡による還付未済額が 248 万 9111 円生じておりますので、令和 6 年度への滞納繰越額は現年度分と過年度分を合わせて 897 万 7339 円となります。前年度と比較すると 297 万 9404 円減少しております。

なお、令和 6 年度は、滞納額のうち 415 万 2726 円について、債権整理室に徴収事務を移管し、給与の差押えなどにより、債権の回収を進めています。引き続き、債権整理室と連携した取組を進め、収納率のさらなる向上に努めてまいります。

次に 10 款諸収入、4 項雑入、収入未済額 198 万円です。これは、平成 28 年度に発覚した内子町に所在する介護老人保健施設における不正利得につき、返還計画に基づいて収納しているもので、未済額は令和 6 年度分で、これが最終となります。

続きまして、主要な施策の成果報告書に基づき御説明をいたします。99 ページ、介護保険特別会計決算の状況を御覧ください。

I. 財政状況について、1. 決算規模と決算収支でございますが、令和 5 年度の決算規模は、歳入 64 億 1738 万 2000 円、歳出 62 億 5060 万 2000 円であります。歳入歳出の差引き額は 1 億 6678 万円となり、前年度と比較しますと 8516 万 1000 円

の減額となっております。

2. 帳入歳出決算の状況でございます。第1-2表、歳入においては、保険料及び国庫支出金、県支出金、支払基金交付金が主な財源となっております。このうち保険料は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する介護保険料であります。国庫支出金及び県支出金は、介護給付費や地域支援事業に対する負担金及び補助金です。支払基金交付金は、各医療保険者において40歳から64歳までの第2号被保険者から集められた介護保険料が社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるものであります。

なお、介護保険事業の財源は、介護サービスを受けた利用者が支払う負担額を除いた全体の経費を、保険料と公費負担で、それぞれ50%ずつ賄っております。このうち保険料の50%につきましては、65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%の分担となっております。この負担割合につきましては、3年に1度、全国の人口比率に基づいて、政令で定められております。また、公費負担分50%に当たる国県市それぞれの負担率は、給付サービスや事業の種別に応じて定められているところでございます。

科目8の繰入金ですが、これは、給付費などに係る市の公費負担分や一般管理費などを一般会計から繰り入れるものであります。下段にあります、一般会計繰入金の状況の表に記載のとおりであります。歳入につきましては、このような状況であります。決算額64億1738万2000円は、前年度と比較しますと4759万2000円の増額となっております。

次に、100ページの歳出欄を御覧ください。歳出決算額は62億5060万2000円で、前年度と比較して1億3275万3000円の増額となっております。増額の主な要因として、歳出の90.8%を占める保険給付費が、前年度と比較しますと5958万8000円増加しております。介護給付費の推移ですが、グラフにありますように、介護給付費は年々増加傾向にあります。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、要介護・要支援認定者数が減少したことや、通所サービスなどの利用日替わりにより減少に転じました。しかし、続く令和5年度には、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともありまして、短期入

所生活介護、ショートステイの利用が増えるなど、給付水準が上昇しております。地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業の減少により、グラフのとおり、減少傾向となっております。中でも、通所型サービスの利用が減っており、これは新型コロナウイルス感染症の影響で、通所介護の休止や利用控えがあったこと、また、高齢者人口の減少という根本的な要因があるものと考えております。

100ページの下段、3.保険料の収納状況でございます。介護保険料の納付につきましては、その大部分が年金からの天引きによる特別徴収により行われています。このため、第1-3表のとおり、99%を超える収納率となっております。今後も、制度の趣旨や内容について周知を図りまして、適正な収納管理に努めてまいります。

続きまして101ページを御覧ください。

II. 被保険者数等、要介護・要支援認定者数の状況であります。第1号被保険者数は、令和5年度末で1万5185人、年齢階層別及び介護保険料の所得段階別では、表のとおりであります。認定者数の欄では、第1号被保険者では、要支援1から要介護2までの比較的軽度の方が、全体の63.4%で、前年度と比較しますと0.3%低くなっています。認定者の推移では、令和3年度から4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、令和5年度には、それ以前の水準まで増加しております。

102ページを御覧ください。

各サービス別の給付状況であります。支給額で見ますと、在宅サービスが全体の56.4%を占めており、前年度より0.6%増加しています。また、施設サービスは、全体の37.7%、前年度よりも0.4%減少しております。在宅サービスのうち訪問通所サービスでは、通所介護、デイサービスの給付費が50.8%を占めており、その他、単品サービスでは、認知症対応型共同生活介護、グループホームの給付費が47.1%を占めています。

続きまして、103ページを御覧ください。

地域支援事業の実施状況であります。地域支援事業は、要支援状態や要介護状態となることを予防し、社会参加をしながら、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的としております。その地域支援事業の内容として、介護予防・日常生活支援総合事業では、要支

援者などへの訪問型サービスや通所型サービスなどのいわゆる第1号事業と、住民主体の介護予防活動を育成支援する一般介護予防事業を行っています。また、包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営委託料などであります。任意事業は、地域での自立した日常生活の支援のための事業や、介護保険事業の運営の安定化のための事業となっております。

104ページを御覧ください。

地域包括支援センターが行うケアマネジメント件数、要支援の方などを対象としたケアプランの作成件数の推移でございます。地域支援事業は減少傾向であります、要支援などの認定者数も減っていることから、ケアマネジメント件数についても、令和5年度は減少となっております。なお、業務効率化のため、地域包括支援センターから、他の居宅介護支援事業所へ、一定数のケアマネジメントについて委託をすることとしております。

以上をもちまして、認定第5号「令和5年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

小玉課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第5号「令和5年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時11分）

【医療介護部】

【医療対策室】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後3時17分）

浅野医療介護部長の挨拶をお願いします。

○浅野医療介護部長

挨拶を行う。

○中村班長

認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分を議題といたします。

通告事業「市立病院経営支援推進事業について」室長の説明を求めます。

○片山医療対策室長

認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分について御説明をさせていただきます。

歳入の収入未済額、不納欠損はございませんので、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のありました事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の51ページ、市立病院経営支援推進事業を御覧ください。

決算書は153ページになります。

市立病院経営支援推進事業でありますが、地域医療の提供体制を維持及び確保し、安定した病院経営を目指すことを目的に、両市立病院、つくし苑の経営等の改革に関する支援を令和2年度より株式会社日本経営から継続して受けてまいりました。令和5年度の事業内容といたしましては、持続可能な地域医療提供体制を確保するための、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載した公立病院経営強化プランの作成を令和5年度までに求められていたことから、両病院の職員に対して、プランの概要等の説明を行わせていただきました。

また、二次救急集約に向けた、必要な人員体制、病棟構成に関する分析及びデータ整理を行いました。なお、本事業につきましては、令和5年6月から、公立病院医療提供体制確保支援事業で、地域医療振興協会からの経営形態の見直し等を含めた支援を受けることになりましたので、当初の660万円から49万5000円に予算を減額しているところでございます。

以上、認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市立病院経営支援推進事業の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

片山室長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

これは、令和5年4月1日から5月31日までの金額というふうに、認識、理解して良いんでしょうか。

○片山医療対策室長

委員おっしゃるとおりで令和5年4月から5月末までの金額となります。

○まつもと委員

この2カ月の成果品といいますか、日本経営に委託されてた事業だと思うんですが、成果品2つ出ていて、前の分は令和5年3月31日付けのものだと思います。この2カ月分は何らかの報告書など出ておられるのでしょうか。

○片山医療対策室長

日本経営からは調査取りまとめ協議の内容等の報告書は提出はされております。

○まつもと委員

その内容は、前回の成果品とはまた内容違うんですか。これ何で聞くかっていうと、この49万5000円が、成果になっていないんではないかというふうに思ってお聞きしています。協会への支援事業をお願いされて決定されたから、これ、やめたっていう形だと思うんですが、予算を組んでおられて、この49万5000円決算されたということでは、何らかの成果となっていないとおかしいのではないかというふうに思ってるんですが、その辺りの見解はいかがですか。

○片山医療対策室長

先ほども申し上げましたけれども、成果としましては経営強化プランを策定しないといけませんので、そちらの説明会用の資料ということで、新たに今までとは違った支援を受けているところでございます。二次救急につきましてはなかなか進展がなかったので、新たな提案とか、そういうものはなかなかなかったんですけども、強化プランの策定支援に向けた取りまとめということで、新たに資料が出ているというところで御理解いただいたらと思います。

○酒井副班長

そうしたら5月末というのは出納閉鎖まで、決算に入れたわけ。4月1日から3月末までだったら、年度で決算は分かるんだけど、先ほど5月の

末って言ったでしょ。言わなかつたですか。4月1日から。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時25分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後3時33分）

○片山医療対策室長

先ほど私のほうが当初の660万円から49万5000円と申し上げましたけれども、失礼しました。当初の818万円から49万5000円に減額しているということで訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

○中村班長

ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、通告事業「西予市立病院看護師等奨学資金貸与制度事業」について、片山室長の説明を求めます。

○片山医療対策室長

続きまして主要な施策の成果報告書の52ページの西予市立病院看護師等奨学資金貸与制度事業を御覧ください。

決算書は153ページになります。

西予市立病院看護師等奨学資金貸与制度事業であります。看護専門学校等に在学者または在学決定者に対して、奨学資金月額5万円を貸与しまして、看護師等の育成と確保を図ることを目的としております。この奨学資金は、卒業後に両市立病院に貸付期間と同期間勤務することで、返還の免除を行います。令和5年度の実績としましては、市立病院への入職者は2名で、令和5年度も在学中が3名というふうになっております。事業の評価としましては、看護師確保が厳しい状況の中、少ない人数ではありますけれども、看護師の確保、若い世代の看護師確保が出来ているところでございます。来年度以降につきましては、運営が指定管理者である地域医療振興協会に移行することから、協会と実施方法を検討して、協会で引き続き、看護師確保に取り組んでいくことで現在協議をしているところでございます。

以上で、認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」西予市立病院看護師等奨学資金貸与制度事業の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

室長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

この制度を利用されて、期間を終えて退職となった職員さんていらっしゃったら数教えてください。

○片山医療対策室長

退職された方につきましてはこれまで1名退職をされております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

来年の4月から公設民営で地域医療振興協会が運営するようになると思うんですけども、現在は、奨学金を借りた年数分、公立病院で勤務すれば支払いを免除っていうことだと思うんですけども、来年の4月からは公設民営になるんですけども、その条件は同じで公設民営になってもそこで借りた年数と、働く年数でもう免除されるようになるんでしょうか。

○片山医療対策室長

来年度以降の地域医療振興協会の奨学金の制度につきましては、まだ検討中でございます。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時37分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後3時38分)

○片山医療対策室長

基本的には今の制度につきましては引き続き、今借りている方につきましては、今の制度を継続して対応する予定にしておりますので、借りた期間という形では考えております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時38分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後3時39分)

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号「令和5年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手多数であります。

よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時39分)

【病院】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後3時44分)

続きまして、認定第9号「令和5年度西予市病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

事務長の説明を求めます。

○麓市民病院事務長

それでは、認定第9号「令和5年度西予市病院事業会計決算の認定について」西予市民病院分につきまして説明をさせていただきます。

決算書170ページを御覧ください。

令和5年度の事業概要について報告いたします。

近年も医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続く中、新型コロナウイルス感染症5類移行決定後も、勤務環境、病院運営は一層厳しいものでしたが、西予市民病院では、内科、外科、整形外科及び泌尿器科の常勤医師と、皮膚科、脳神経外科、婦人科の非常勤医師による診療を行いました。地域の中核病院及び二次救急医療機関としての役割を果たすことが出来たと考えております。

続いて、178ページを御覧ください。

年間の業務量でございます。1番下の合計欄を御覧ください。

入院につきましては年間件数が2万6420件でした。前年度比9.5%、2,287件の増でございます。入院に係る診療報酬につきましては11億2478万284円でした。これは前年度比5.6%、5960万5040円の増でございます。続きまして外来についてですが、件数が4万2345件でした。対前年度2.8%、1,217件の減でございます。

一方、外来の診療報酬につきましては6億1408万4492円で、前年度比1.7%、999万8225円

の増でございました。

入院外来合わせまして 17 億 3886 万 4776 円で、対前年度 4.2%、6960 万 3265 円の増となりました。これは外来が、診療報酬単価の増に伴い増収になったことと、入院におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和 4 年度に比べて、件数及び診療報酬が回復したことが原因と考えております。

続きまして 198 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の病院事業収益の決算額は 25 億 7261 万 9345 円で、対前年度 2.9%、7183 万 499 円の増となりました。内訳では、第 1 項医業収益は 64.1% 増加しまして 18 億 2946 万 6508 円、第 2 項の営業外収益につきましては、2.3% 増加しまして 7 億 567 万 2423 円、第 3 項の特別利益は 29.8% 減少し 3748 万 423 円でございます。

第 1 項の医業収益の増加理由につきましては先ほども触れましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 4 年度から回復傾向にあったものと推察いたします。第 2 項医業外収益が増加した理由でございますけれども、先ほどコロナ関連に関する県、国補助金は大幅に減少したもの、燃料費高騰や給与に係る一般会計の補助金等が増加したことによるものでございます。第 3 項特別利益は、主に診療報酬等の過年度損益修正益及び前年度に引き当てた賞与、法定福利引当金の残額を戻したことによるものでございます。

これに対し、支出の病院事業費用の決算は 26 億 7401 万 5780 円で、前年度 0.5%、1346 万 936 円の増となりました。内訳につきましては、第 1 項医業費用は 0.8% 増加しまして 25 億 2974 万 8308 円、第 2 項医業外費用は 4.3% 減少し 1 億 3929 万 2317 円、第 3 項の特別損失は 8.4% 減少し 497 万 5155 円でございます。収益、費用ともにスマイル保育園分を含んでおります。

以上が決算報告の収入及び支出の款項の区分ごとの決算状況であり、全て消費税を含んだ決算額であります。消費税を含まない実質的な 1 年間の収支の状況については損益計算書で御説明申し上げます。

200 ページを御覧ください。

損益計算書でございます。

1 医業収益は、入院収益 11 億 2478 万 284 円、外来収益 6 億 1408 万 4492 円、その他医業収益

8604 万 1639 円で合計 18 億 2490 万 6415 円でございます。その他医業収益の主なものでございますけれども、救急医療の確保に要する経費に伴う一般会計からの繰入金、そのほか、室料差額収益、文書料、おむつ代などでございます。

2 医業費用は、(1) の給与費から(6) の研究研修費まで合計 24 億 9119 万 3455 円でございます。1 の医業収益と 2 医業費用の差額、営業損失でございますけれども 6 億 6628 万 7040 円となりまして、前年度比 6.9%、4957 万 9628 円減少しております。

3 の医業外収益でございますけれども、(1) 受取利息及び配当金から(7) の事業所内保育・病児保育運営収益までの合計が 7 億 502 万 5157 円です。

4 の医業外費用につきましては(1) 支払利息及び企業債取扱諸費から(5) 事業所内保育・病児保育運営費の合計 1 億 7382 万 7687 円でございます。3 の医業外収益と 4 の医業外費用の差が 5 億 3119 万 7470 円となり、医業収支での営業損失を合わせた経常損失は 1 億 3508 万 9570 円となりました。経常損失につきましては前年度と比較しまして 7424 万 6543 円減少しております。

次に 201 ページ、特別利益 3746 万 9749 円でございますけれども、過年度損益修正益、これは入院、外来、食事などでございますけれども、前年度に引き当てた賞与及び法定福利引当金の残額を戻したものでございます。経常損失と特別利益特別損失を合わせ令和 5 年度の純損失は 1 億 258 万 8855 円となりました。

これによりまして当年度未処理欠損金は、15 億 1962 万 3085 円となりました。

1 の医業収益から 6 の特別損失までの詳細につきましては、決算書 208 ページから 210 ページの収益明細書、費用明細書に記載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上が収益的収入及び支出並びに損益計算書に関する説明でございます。

次に、199 ページへお戻りください。

資本的収入及び支出の決算について御説明いたします。

第 1 款資本的収入の決算は 2 億 4870 万 7483 円で、前年度 22% の減となりました。内訳は、第 1 項出資金 100 万円、第 2 項負担金及び交付金 2 億 1000 万 7483 円、第 3 項企業債 3770 万円とな

っております。

第1項出資金、第2項負担金及び交付金の内訳につきましては183ページに記載しております。第3項の企業債については、192ページに詳細を記載しておりますので、御覧いただいたらと思います。

次に資本的支出について御説明いたします。

第1款資本的支出の決算額は3億3878万6127円で、対前年度比18.8%の減となりました。その内訳は、第1項建設改良費4454万3180円でございますが、これは、画像センターや検査室で使用する医療機器等を購入したものでございます。建設改良費の詳細につきましては177ページに記載しております。

続きまして、第2項企業債償還金2億9424万2947円でございますけれども、内訳は192ページに記載をしておるものでございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額9007万8644円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しいたしております。

以上で、認定第9号「令和5年度西予市病院事業会計決算の認定について」のうち、西予市民病院分についての御説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○垣内野村病院事務長

続きまして、野村病院分の決算について、私のほうから御説明をさせていただきます。

決算書170から171ページをお開きください。

事業報告書の中ほどから下、（野村病院）からになりますが、令和5年度の事業概況について御報告をいたします。

野村病院は、令和5年度は、内科医師5名、整形外科医師1名、計6名の医師と皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、心療内科及び整形外科に愛媛大学から非常勤医師派遣の支援を受け、診療を行いました。野村病院におきましても、医療に従事する人員不足は一層深刻な状況にあり、当直や夜勤のできる看護師が減ったことから、隔日交代で行っている救急業務は、二次救急日には、病棟看護師の応援と外来看護師1名の配置で対応し、一次救急日においては、病棟看護師が対応する方法で、何とか市民の健康と安心を守るべく、継続している状況にあります。

また、平成30年度から運用を継続しております移動診療車による巡回診療につきましては、懃

川、遊子川地区において、年間93日、延べ646人の診察を行いました。

当院に設置されました愛媛大学大学院医学系研究科地域医療学講座、地域サテライトセンターでは、年間75人の医学生が実習を行い、8人の臨床研修医が研修を行いました。野村病院では、年間を通して、医学生や研修医が院内で研修を行っており、学生たちにとっては、地域医療を学ぶ貴重な機会となっております。

続いて、179ページをお開きください。

業務量でございますが、1番下の段の合計の欄を御覧ください。年間の入院患者数は1万5429人で、対前年度0.5%、77人の減となっております。外来患者数は3万8462人で、対前年度0.1%、51人の増となりました。入院、外来ともに、ほぼ前年度並みの推移となっております。

次に、212ページの決算報告書を御覧ください。

収益的収入及び支出について御説明をいたします。収益的収入の病院事業収益の決算額は13億1212万8089円で、対前年度11.5%の減少となりました。内訳は、第1項医業収益は2.8%増加し9億7732万4218円。

第2項医業外収益は36.0%減少し3億2013万9162円、第3項特別利益は1466万4709円となっております。医業外収益の大幅減額の理由につきましては、一般会計からの補助金及び負担金が減額となったほか、新型コロナウイルス感染症に関する県補助金が大幅に減少したことが要因となっております。県補助金の主なものは、新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業914万3000円でございます。

これに対しまして、収益的支出の病院事業費用の決算額は14億7774万837円で、対前年度3.2%減少しております。内訳は、第1項医業費用は3.0%減少し14億4532万9375円。医業外費用は8.5%減少し2731万1566円、第3項特別損失は509万9896円となっております。

以上、決算報告書の収益的収入及び支出の決算状況で、これらは消費税を含んだ額でございます。

消費税を含まない収益的収益状況につきましては、損益計算書で御説明をいたします。

214ページの損益計算書のページをお開きください。

まず、医業収益ですが、入院収益5億2446万3384円、外来収益3億9596万4259円、その他医

業収益 5405 万 1911 円で、合計 9 億 7447 万 9554 円でございます。うち、その他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に係る一般会計負担金 2141 万 6600 円が含まれており、そのほか、室料差額収益、文章料等でございます。

続きまして、医業費用は給与費や材料費、経費等、合計 14 億 2753 万 1606 円で、対前年度 2.9% の減少となっております。医業収益と医業費用の差額の営業損失は 4 億 5305 万 5 万 2052 円となり、対前年度 13.4% 減少することとなりました。

続いて、医業外収益は 3 億 1942 万 3951 円で、対前年度 36.1% 減の減となっております。

これに対し、医業外費用は 4220 万 6806 円で、対前年度 8.9% 減となっており、企業債の支払い利息が主なものでございます。

医業外収益と医業外費用の差額と、営業損失を合わせますと、令和 5 年度は 1 億 7583 万 5207 円の経常損失を計上することとなりました。経常損失に特別利益及び特別損失を加減算した令和 5 年度の純損失は 1 億 6627 万 2448 円となりました。

これによりまして、当年度未処分利益剰余金は 3 億 4777 万 2130 円となっております。

なお、損益計算書の詳細につきましては、決算書 222 ページから 224 ページの収益費用明細書を御参照ください。

以上、収益的収入及び支出と損益計算書の説明となります。

続きまして、213 ページへお戻りください。

資本的収入及び支出の決算について御説明をいたします。

第 1 款資本的収入の決算額は 1 億 1228 万 9391 円で、対前年度 46.0% 減となりました。内訳は、第 2 項負担金及び交付金 6508 万 9391 円、第 3 項企業債 4720 万円となっております。このうち、負担金及び交付金は、国の基準に基づいて、企業債償還金元金、企業債償還元金に対して、一般会計から繰入れられる繰入金でございます。

第 3 項の企業債につきましては、172 ページに記載しております。建設改良事業の財源として充当いたしております。

次に、資本的支出ですが、第 1 款資本的支出の決算額は 1 億 5860 万 6339 円で、対前年度 47.1% の減となりました。その内訳は、第 1 項建設改良費 5366 万 1300 円で、令和 5 年度は、デジタルエックス線テレビシステムや、エックス線骨密度測

定装置の購入等を行っております。詳細につきましては、177 ページを御参照ください。

第 2 項企業債償還金 1 億 494 万 5039 円でございますが、その詳細は 193 ページに記載しておりますので、御参照ください。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 4631 万 6948 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

以上、認定 9 号「令和 5 年度西予市病院事業会計決算の認定について」のうち、野村病院分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村班長

麓事務長と垣内事務長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○酒井副班長

決算上見ますと、5 年度の決算ですけども、だんだん悪なつとるな、内容が。企業経営だったらこれ倒産じゃけんね。はつきり言って。だから、もう、これ、本年度からまた決算、本年度 1 年決算やらんといかんわけでしょ。そして繰越損益なんかをどういうように今度持っていくか、処理をするか。その問題が多分出てくると思うんですけども、両方合わせ 3 億と 10 何億ですから、膨大な繰越損益が出てるわけですね、両方で。私は、野村病院の積立て 10 億をどつか別なとこ持つていったらええわい思ひよったけど、もうどこっちや持つてもいけんなという反省をしてます。これ見させてもらって。野村病院も非常に悪くなってる。

○中村班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 4 時 09 分）

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後 4 時 12 分）

○麓市民病院事務長

ただいまの酒井委員の御指摘のほうの回答なんですけれども、経営状況っていうのは、悪くなってるっていうところなんですけれども、内部的にはですね、経営状況を医師、看護師、医療技術員、事務職が、受け止めてですね、銳意努力をしておるところが実情です。その結果につきましてはですね、精いっぱい頑張るという所存ですので、その結果を見ていだいて、御判断をいただいたらと思っております。よろしくお願ひします。

○酒井副班長

やはりこういうときこそ、みんなが力を合わしめて、笑顔で、大変な山登りになるかもしれませんけども、やっぱり楽しく登って、つらくても楽しく登れるような環境づくりを目指してください。お願いします。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第9号「令和5年度西予市病院事業会計決算の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員であります。

よって当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時16分）

【つくし苑】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後4時18分）

続いて、認定第10号「令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」を議題といたします。

亀岡事務長の説明を求めます。

○亀岡つくし苑事務長

認定第10号「令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計の認定について」決算書に基づき御説明させていただきます。

令和5年度西予市公営企業会計決算書244ページをお開きください。

まず初めに概況を報告させていただきます。令和5年度につきましても、利用者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、手厚いケアの提供とともに、在宅復帰・在宅療養支援に力を入れてまいりました。具体的には、令和3年12月から変更しました超強化型の施設基準を継続し、在宅復帰に向けたリハビリをより強化にしてきたところでございます。令和5年度は前年度に比べ、新型コロナウイルス感染症の影響も少なく、1年間の施設利用者数は、入所、通所ともに微増いたしました。今後とも関係機関と緊密な連絡を図り、

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、さらなるサービスの向上と利用者やその家族の生活支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、業務量ですが、年間の施設入所者の延べ利用者は3万949人、対前年度3%、912人の増でございます。短期入所の延べ利用者数は1,490人、対前年度22%、419人の減となりました。また、通所デイケアは、年間利用者数6,655人、対前年度5.5%、349人の増となっております。1日平均利用者は21.4人となりました。入所、短期入所利用者を合わせた延べ利用者数は3万2439人で、前年度より1.5%、493人の増、1日平均利用者数は88.63人、前年度1.3人の増となっております。

次に、230ページをお開きください。

決算報告書に基づいて御説明いたします。

なお、決算報告書につきましては、消費税込みの金額となっております。

まず、（1）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款施設事業収益の決算額は6億1083万1549円となり、前年度と比較し約1.2%、733万2140円の減収となりました。これは、第2項施設運営事業外収益の県からのコロナ関係補助金が減少したことが主な要因となっております。

一方、支出の第1款施設事業費用の決算額は5億9277万3270円となり、前年度と比較し約2.4%1488万6702円の減額となっております。昨年度は、クラスターもなく、比較的突発的な費用が少なかったことが主な要因となっております。

こちらは収益的収支の報告の消費税を含まない収支状況につきまして、損益計算書で御説明いたします。

1施設運営事業収益5億2993万3624円に対しまして、2施設運営事業費用は5億7853万5016円となり、差引き4860万1392円の営業損失となりました。令和5度は、先ほど申しましたが、施設内クラスター発生がなく、年間を通じ安定的な経営が出来たことにより、1施設運営事業収益は、前年度比3.1%、1587万7367円の増収となりました。費用におきましても、施設内クラスターが発生しなかったことから、給与費や材料費はともに減額になっております。

次に、3施設運営事業外収益は、市からの補助金、国県補助金などにより4732万9626円となっ

ており、4施設運営事業外費用は企業債の支払利息などで1371万6831円を支出しております。

以上によりまして、経常損失は1498万8597円、5特別利益、6特別損失を合わせますと、当年度純利益は1805万8279円となり、前年度繰越し欠損金を含めた当年度未処分利益剰余金は1232万3100円となり、累計で黒字決算となることが出来ました。

なお、損益計算書の詳細につきましては、決算書253ページから255ページの事業の収益費用明細書を御参照ください。今後も感染予防に配慮しながら、地域や関係機関とつながり、職員が一丸となって、西予市型地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上で、認定第10号「令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」の説明を終わります。

よろしく御審議を賜り、認定くださいますようお願い申し上げます。

○中村班長

亀岡事務長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○酒井副班長

今の利用の状況ですが、野村、城川の在所の方がどれぐらい使って、そして他の明浜、三瓶、宇和の方がどれぐらい使ってるので、それについてお尋ねをいたします。

○亀岡つくし苑事務長

今詳細な数字は持っていないんですが、今年の6月末の時点では、野村、城川の方がほとんどでありました。市内の方が数名、そして市外の方はもう1、2名、そういう状況ですので、ほとんどが野村、城川地区の利用者ということになっております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第10号「令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」賛成の委員の举手を求めます。

[賛成者举手]

○中村班長

挙手全員であります。

よって、当分科会としては、原案のとおり認定することに決しました。

決算に関わる厚生分科会の議案については、全て終了いたしました。

○酒井副班長

閉会を告げる。

閉会 午後4時28分

署名

西予市決算審査特別委員会厚生分科会班長

中村 一雅